

兵庫県公報

令和3年3月30日 火曜日 第194号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	3
○ 土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	3
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	4
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	4
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設設置許可申請書の概要（環境整備課）	4
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 公共測量を実施する旨の通知（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路企画課）	6
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	7
○ 車両制限令に基づく道路の指定（同）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 平成25年兵庫県告示第540号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	17
○ 平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	17
○ 平成25年兵庫県告示第541号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	18
○ 平成28年兵庫県告示第780号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	18
○ 平成23年兵庫県告示第806号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	18
○ 平成25年兵庫県告示第542号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	18
○ 平成20年兵庫県告示第1251号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	18
○ 平成22年兵庫県告示第458号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 平成21年兵庫県告示第54号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 平成19年兵庫県告示第318号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 平成20年兵庫県告示第116号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	19
○ 平成23年兵庫県告示第719号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○ 平成19年兵庫県告示第779号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○ 平成26年兵庫県告示第966号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	20
○ 平成23年兵庫県告示第227号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	21
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	21
○ 同 上（同）	21
○ 同 上（同）	26
○ 同 上（同）	32
○ 同 上（同）	33
○ 同 上（同）	33

○ 同 上 (同)	43
○ 同 上 (同)	44
○ 同 上 (同)	51
○ 同 上 (同)	52
○ 同 上 (同)	60
○ 同 上 (同)	65
○ 同 上 (同)	69
○ 同 上 (同)	70
○ 土砂災害警戒区域の指定の解除 (同)	74
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (同)	75
○ 兵庫県土地利用基本計画の変更 (都市政策課)	75
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧 (都市計画課)	76
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧 (同)	76
○ 総合治水条例に基づく指定雨水貯留浸透施設の指定 (東播磨県民局)	76
○ 同 上 (同)	77
○ 道路の位置指定 (中播磨県民センター)	77

公 告

○ 大規模小売店舗の変更に関する届出 (都市計画課)	77
○ 同 上 (同)	78
○ 同 上 (同)	79
○ 同 上 (同)	80
○ 入札公告 (管理課)	81
○ 落札者等の公示 (同)	84
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告 (東播磨県民局)	84
○ 同 上 (同)	85
○ 旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告 (北播磨県民局)	85
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告 (同)	86
○ 同 上 (同)	86

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号 (不在者投票のできる施設の指定) の一部改正	86
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	87
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出	93
○ 平成31年兵庫県選挙管理委員会告示第11号の訂正	94
○ 令和2年兵庫県選挙管理委員会告示第25号の訂正	95

教育委員会規則

○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	95
○ 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	96
○ 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	96
○ 兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則	96

教育委員会公告

○ 落札者等の公示 (県立香住高等学校)	97
----------------------------	----

教育長訓令

○ 県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令	97
------------------------------------	----

公安委員会規則

○ 兵庫県警察国有物品管理規則及び警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部を改正する規則	98
○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部を改正する規則	122

公布された法令のあらまし

- ◎兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 (教育委員会規則第4号)
令和3年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務等について所要の整備を行うこととした。
- ◎公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (教育委員会規則第5号)

へき地手当等の対象となる共同調理場の統廃合に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（教育委員会規則第6号）

兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第15号）のうち、兵庫県立美術館西宮分館に係る改正規定の一部の施行期日を令和3年4月1日とすることとした。

◎兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第7号）

兵庫県立美術館西宮分館の施設の一部の供用を開始すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第5号）

物品の管理に関する事務を代行処理する職員の事務の範囲を拡大することにより国有物品の管理に関する事務の合理化を図ること、物品の管理、使用及び保管状況の点検の要領について定めること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

◎警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則等の一部を改正する規則（公安委員会規則第6号）

行政手続に関する押印の見直しに係る基本方針等を踏まえ、次に掲げる規則について、公安委員会への申請等に関する押印を廃止する等所要の整備を行うこととした。

- 1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則
- 2 金属くず営業条例施行規則
- 3 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則
- 4 水難事故等の防止に関する条例施行規則
- 5 聴聞手続規則
- 6 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第10条の2第2項の規定による援助の申出の受理及び援助の実施に関する規則

告 示

兵庫県告示第338号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった1及び2の医療機関を救急病院と認定した。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | | |
|---|-----------|------------------|
| 1 | 名 称 | 社会医療法人三栄会 ツカザキ病院 |
| | 所 在 地 | 姫路市網干区和久68番1 |
| | 認 定 年 月 日 | 令和3年3月1日 |
| | 認定の有効期限 | 令和6年2月28日 |
| 2 | 名 称 | 医療法人社団天馬会 半田中央病院 |
| | 所 在 地 | 相生市旭3丁目2番18号 |
| | 認 定 年 月 日 | 令和3年3月10日 |
| | 認定の有効期限 | 令和6年3月9日 |



兵庫県告示第339号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
葡萄園池土地改良区	令和3年1月27日
津名土地改良区	同 年3月9日

~~~~~

**兵庫県告示第340号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所  
淡路市郡家字居屋敷851の1、字上勝合谷872、1225の1、字小谷875、876の1、字由谷1223、1221の2・1221の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第341号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
令和2年兵庫県告示第1036号により指定した区域（洲本市下加茂一丁目552番3及び552番5の各一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物

~~~~~

**兵庫県告示第342号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第4項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び生活環境影響調査書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、兵庫県知事に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び当該申請についての意見を記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課に提出すること。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請書の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
川辺郡猪名川町木津字奥山16番1  
株式会社あいぐる  
代表取締役 神島昭男
  - (2) 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
川辺郡猪名川町木津字奥山16番1 外2筆

- (3) 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ 産業廃棄物の最終処分場（安定型）
  - (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）並びにがれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
  - (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力  
埋立面積 63,493立方メートル、埋立容量 1,095,006立方メートル
  - (6) 申請年月日  
令和3年1月18日
- 2 縦覧期間  
令和3年3月30日（火）から同年4月30日（金）まで
- 3 縦覧場所  
兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課及び阪神北県民局県民交流室環境課



**兵庫県告示第343号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
基本測量（国土広域情報修正）
- 2 作業期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域  
兵庫県全域



**兵庫県告示第344号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間  
令和3年3月11日から同年8月31日まで
- 3 作業地域  
朝来市桑市地内



**兵庫県告示第345号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和3年3月22日から同年9月30日まで

3 作業地域  
佐用町上石井地内



**兵庫県告示第346号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準測量、3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間  
令和元年9月1日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域  
芦屋市奥池町27地内



**兵庫県告示第347号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量及び4級基準点測量（再設））
- 2 作業期間  
令和3年1月20日から同年2月26日まで
- 3 作業地域  
西宮市樋之池町、老松町及び松ヶ丘町地内



**兵庫県告示第348号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

その関係図書は、令和3年3月30日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路企画課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類 | 路線名   | 区間                                            | 指定の部分 | 備考 |
|-------|-------|-----------------------------------------------|-------|----|
| 一般国道  | 176号  | 川西市栄根二丁目141番21から<br>同 市栄根二丁目265番3まで           | 上下線   |    |
| 主要地方道 | 日高竹野線 | 豊岡市竹野町轟字轟295番1から<br>同 市竹野町轟字森田203番1まで         | 上下線   |    |
| 主要地方道 | 洲本五色線 | 洲本市五色町鮎原吉田字井手280番から<br>同 市五色町鮎原吉田字十郎ヶ花276番3まで | 上下線   |    |
| 一般県道  | 砥堀本町線 | 姫路市河間町45番3から<br>同 市八代722番5まで                  | 上下線   |    |

|      |          |                                     |     |  |
|------|----------|-------------------------------------|-----|--|
| 一般県道 | 米谷昆陽尼崎線  | 伊丹市昆陽東五丁目9番1から<br>同 市昆陽東五丁目103番まで   | 上下線 |  |
| 一般県道 | 戸島玄武洞豊岡線 | 豊岡市赤石字竹栗1372番から<br>同 市赤石字古屋敷591番1まで | 上下線 |  |



**兵庫県告示第349号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月31日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間、西播磨県民局龍野土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名   | 道路の区域                 |    |                 |              |    |
|----------------|-----------------------|----|-----------------|--------------|----|
|                | 区間                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>中島揖保川線   | たつの市揖保川町袋尻字東垣内862番3から | 旧  | 7.0から<br>8.0まで  | 68.0         |    |
|                | 同 市揖保川町袋尻字東垣内861番1まで  | 新  | 8.0から<br>10.0まで | 68.0         |    |
| 県道<br>上笹千本停車場線 | たつの市新宮町上笹字上河原237番1から  | 旧  | 9.0から<br>13.0まで | 12.0         |    |
|                | 同 市新宮町上笹字上河原237番1まで   | 新  | 9.0から<br>20.0まで | 12.0         |    |



**兵庫県告示第350号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年3月30日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年3月30日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                  |    |                  |              |    |
|--------------|------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                     | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>427号   | 多可郡多可町中区曾我井字三反田768番1から | 旧  | 8.0から<br>88.0まで  | 239.0        |    |
|              | 同 郡同 町中区坂本字友竹122番1まで   | 新  | 13.0から<br>31.0まで | 217.0        |    |



**兵庫県告示第351号**

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する道路の路線名及び区間

| 路線名             | 区間                                            |
|-----------------|-----------------------------------------------|
| 一般国道<br>1 7 8 号 | 豊岡市中陰字池之内571番1から<br>同 市福田字才ノ沖1524番1まで         |
| 一般国道<br>1 7 8 号 | 豊岡市竹野町御又字東谷4番4から<br>美方郡香美町香住区土生字梨ノ木167番1まで    |
| 一般国道<br>1 7 8 号 | 美方郡香美町香住区上岡字奥山577番4から<br>同 郡新温泉町諸寄字岡269番29まで  |
| 一般国道<br>1 7 8 号 | 美方郡新温泉町居組字穴見670番1から<br>同 郡新温泉町居組字七坂ノ尾1843番2まで |
| 一般国道<br>2 5 0 号 | 豊岡市日高町祢布字清水829番から<br>同 市日高町祢布字石ヶ坪746番1まで      |

2 指定する期日

令和3年4月1日



**兵庫県告示第352号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名称                          | 指定の区域                  | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------------|------------------------|---------------------|
| 横尾(1) I<br>(101050092)      | 神戸市須磨区妙法寺（別図1のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 横尾(5) I<br>(101050096)      | 神戸市須磨区横尾4丁目（別図2のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             |
| 横尾 II<br>(101050203)        | 神戸市須磨区妙法寺（別図3のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             |
| 一ノ谷町(1) II-2<br>(101050241) | 神戸市須磨区一ノ谷町2丁目（別図4のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 妙法寺川右支(4) I<br>(201050033)  | 神戸市須磨区横尾4丁目（別図5のとおり）   | 土石流                 |
| 妙法寺川右支(5) I<br>(201050034)  | 神戸市須磨区横尾4丁目（別図6のとおり）   | 土石流                 |
| 妙法寺川右支(9) I<br>(201050040)  | 神戸市須磨区横尾4丁目（別図7のとおり）   | 土石流                 |



|                             |                       |     |
|-----------------------------|-----------------------|-----|
| 妙法寺川右支(10) I<br>(201050041) | 神戸市須磨区横尾4丁目 (別図8のとおり) | 土石流 |
|-----------------------------|-----------------------|-----|

(別図1から別図8までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第353号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                        | 指 定 の 区 域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------------|--------------------------|---------------------|
| 梨原 I<br>(101060008)        | 神戸市垂水区名谷町 (別図1のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 多聞台(5) I<br>(101060068)    | 神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図2のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 多聞台(2)(2) I<br>(101060106) | 神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図3のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 舞子台(2)(2) I<br>(101060121) | 神戸市垂水区舞子台3丁目 (別図4のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 社谷 II<br>(101060130)       | 神戸市垂水区名谷町 (別図5のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 獅掛(2) I-2<br>(101060178)   | 神戸市垂水区塩屋町9丁目 (別図6のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 塩屋(9) I-2<br>(101060179)   | 神戸市垂水区塩屋町8丁目 (別図7のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上高丸 I-2<br>(101060180)     | 神戸市垂水区上高丸1丁目 (別図8のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 塩屋(8) II<br>(101060181)    | 神戸市垂水区塩屋町 (別図9のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 塩屋(9) II<br>(101060182)    | 神戸市垂水区塩屋町3丁目 (別図10のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 塩屋台(4) I<br>(101060183)    | 神戸市垂水区塩屋台3丁目 (別図11のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 塩屋北(1) I<br>(101060184)    | 神戸市垂水区塩屋北町4丁目 (別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 下畑町(1) I<br>(101060185)    | 神戸市垂水区下畑町 (別図13のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             |

|                          |                         |         |
|--------------------------|-------------------------|---------|
| 桃山台 I<br>(101060186)     | 神戸市垂水区桃山台5丁目(別図14のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 下畑町(2) I<br>(101060187)  | 神戸市垂水区下畑町(別図15のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 |
| 舞子台(3) I<br>(101060188)  | 神戸市垂水区舞子台4丁目(別図16のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 名谷(6) III<br>(101060189) | 神戸市垂水区名谷町(別図17のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 |
| 名谷町(5) I<br>(101060190)  | 神戸市垂水区名谷町(別図18のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 |
| 潮見が丘(2) I<br>(101060191) | 神戸市垂水区潮見が丘1丁目(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(2) III<br>(101060192) | 神戸市垂水区塩屋町2丁目(別図20のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 下畑町(3) I<br>(101060193)  | 神戸市垂水区下畑町(別図21のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 |
| 下畑町(3) II<br>(101060194) | 神戸市垂水区下畑町(別図22のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 |
| 多聞台(9) I<br>(101060195)  | 神戸市垂水区多聞台2丁目(別図23のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 多聞台(2) II<br>(101060196) | 神戸市垂水区多聞台2丁目(別図24のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 舞子台(1) II<br>(101060197) | 神戸市垂水区舞子台4丁目(別図25のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋台(1) II<br>(101060198) | 神戸市垂水区塩屋台2丁目(別図26のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 多聞台(1) II<br>(101060199) | 神戸市垂水区多聞台1丁目(別図27のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 塩屋(10) II<br>(101060200) | 神戸市垂水区塩屋町(別図28のとおり)     | 急傾斜地の崩壊 |
| 右支溪西ノ池 I<br>(201060008)  | 神戸市垂水区名谷町(別図29のとおり)     | 土石流     |
| 塩屋(2) I<br>(201060013)   | 神戸市垂水区塩屋町(別図30のとおり)     | 土石流     |

(別図1から別図30までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第354号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の

規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                      | 指 定 の 区 域               | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|--------------------------|-------------------------|---------------------|
| 桜が丘中町Ⅲ<br>(101090156)    | 神戸市西区桜が丘中町1丁目(別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 布施畑(2)Ⅰ-2<br>(101090161) | 神戸市西区伊川谷町布施畑(別図2のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 布施畑(3)Ⅰ-2<br>(101090162) | 神戸市西区伊川谷町布施畑(別図3のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 布施畑(4)Ⅰ-2<br>(101090163) | 神戸市西区伊川谷町布施畑(別図4のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 木幡(5)Ⅰ-2<br>(101090164)  | 神戸市西区押部谷町木津(別図5のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             |
| 寺谷(1)Ⅰ-2<br>(101090165)  | 神戸市西区榎谷町寺谷(別図6のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             |
| 寺谷(2)Ⅰ-2<br>(101090166)  | 神戸市西区榎谷町寺谷(別図7のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             |
| 寺谷(3)Ⅰ-2<br>(101090167)  | 神戸市西区榎谷町寺谷(別図8のとおり)     | 急傾斜地の崩壊             |
| 和田Ⅰ-2<br>(101090168)     | 神戸市西区押部谷町和田(別図9のとおり)    | 急傾斜地の崩壊             |
| 永井谷Ⅰ-2<br>(101090169)    | 神戸市西区伊川谷町井吹(別図10のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 上脇Ⅰ-2<br>(101090170)     | 神戸市西区伊川谷町上脇(別図11のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 西戸田Ⅰ-2<br>(101090171)    | 神戸市西区平野町西戸田(別図12のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 北山台Ⅱ<br>(101090172)      | 神戸市西区北山台2丁目(別図13のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 近江(3)Ⅱ<br>(101090173)    | 神戸市西区押部谷町近江(別図14のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 桜が丘西町(1)Ⅰ<br>(101090174) | 神戸市西区桜が丘西町1丁目(別図15のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 桜が丘西町(1)Ⅱ<br>(101090175) | 神戸市西区桜が丘西町2丁目(別図16のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 桜が丘西町(2)Ⅰ<br>(101090176) | 神戸市西区桜が丘西町2丁目(別図17のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 桜が丘西町Ⅲ<br>(101090177)    | 神戸市西区桜が丘西町2丁目(別図18のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

|                          |                         |         |
|--------------------------|-------------------------|---------|
| 桜が丘西町(2)Ⅱ<br>(101090178) | 神戸市西区桜が丘西町3丁目(別図19のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 桜が丘西町(3)Ⅱ<br>(101090179) | 神戸市西区桜が丘西町5丁目(別図20のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 木見(2)Ⅲ<br>(101090180)    | 神戸市西区押部谷町木見(別図21のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| 水谷(5)Ⅲ<br>(101090181)    | 神戸市西区玉津町水谷(別図22のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図22までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第355号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                   | 指 定 の 区 域                    | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|------------------------------|---------------------|
| 三条北(3)<br>(107000030) | 芦屋市三条町<br>神戸市東灘区森北町(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 三条北(4)<br>(107000031) | 芦屋市三条町<br>神戸市東灘区森北町(別図2のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1及び別図2は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所、阪神南県民センター西宮土木事務所、神戸市役所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第356号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                  | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|-----------------|---------------------|
| 奥池(4)<br>(107000032) | 芦屋市奥池町(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第357号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                         | 指 定 の 区 域                     | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------------|-------------------------------|---------------------|
| 書写台(3) I<br>(102010479)     | 姫路市書写台一丁目(別図1のとおり)            | 急傾斜地の崩壊             |
| 書写(6) I<br>(102010480)      | 姫路市書写(別図2のとおり)                | 急傾斜地の崩壊             |
| 北平野(4) I<br>(102010481)     | 姫路市北平野二丁目、梅ヶ谷町(別図3のとおり)       | 急傾斜地の崩壊             |
| 北新在家(5) II<br>(102010482)   | 姫路市北新在家三丁目、梅ヶ谷町(別図4のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 八代緑ヶ丘町(1) II<br>(102010483) | 姫路市八代緑ヶ丘町、八代宮前町(別図5のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 西今宿(3) I<br>(102010484)     | 姫路市西今宿六丁目(別図6のとおり)            | 急傾斜地の崩壊             |
| 白国(5) II<br>(102010485)     | 姫路市白国五丁目、白国(別図7のとおり)          | 急傾斜地の崩壊             |
| 仁豊野(1) II<br>(102010486)    | 姫路市仁豊野、香寺町須加院(別図8のとおり)        | 急傾斜地の崩壊             |
| 青山(4) I<br>(102010487)      | 姫路市青山(別図9のとおり)                | 急傾斜地の崩壊             |
| 白国(6) I<br>(102010488)      | 姫路市白国五丁目、白国(別図10のとおり)         | 急傾斜地の崩壊             |
| 北新在家(6) I<br>(102010489)    | 姫路市北新在家二丁目(別図11のとおり)          | 急傾斜地の崩壊             |
| 北新在家(7) II<br>(102010490)   | 姫路市北新在家二丁目、新在家本町六丁目(別図12のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 西蒲田(5) III<br>(102010491)   | 姫路市広畑区西蒲田(別図13のとおり)           | 急傾斜地の崩壊             |
| 飾西(1)(1) I-2<br>(102010492) | 姫路市飾西(別図14のとおり)               | 急傾斜地の崩壊             |
| 青山(1) I-2<br>(102010493)    | 姫路市青山二丁目(別図15のとおり)            | 急傾斜地の崩壊             |
| 石倉(1) I-2<br>(102010494)    | 姫路市石倉(別図16のとおり)               | 急傾斜地の崩壊             |
| 砥堀(4) I-2<br>(102010495)    | 姫路市砥堀(別図17のとおり)               | 急傾斜地の崩壊             |
| 岡町(1) I-2<br>(102010496)    | 姫路市岡町(別図18のとおり)               | 急傾斜地の崩壊             |

|                          |                     |         |
|--------------------------|---------------------|---------|
| 山吹(1) I-2<br>(102010497) | 姫路市山吹二丁目(別図19のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 馬谷(3) II<br>(102030239)  | 姫路市夢前町筋野(別図20のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 松之本(1) I<br>(102030240)  | 姫路市夢前町前之庄(別図21のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| みどり丘(1) I<br>(102030241) | 姫路市夢前町前之庄(別図22のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 荒神山(3) I<br>(102030242)  | 姫路市夢前町前之庄(別図23のとおり) | 急傾斜地の崩壊 |
| 関c II<br>(102050148)     | 姫路市安富町関(別図24のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 |
| 末広o II<br>(102050149)    | 姫路市安富町末広(別図25のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 当田川左支溪 I<br>(202050053)  | 姫路市安富町安志(別図26のとおり)  | 土石流     |

(別図1から別図26までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第358号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                    | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|------------------------|-----------------|---------------------|
| 山手(3)<br>(113000242)   | 赤穂市東有年(別図1とおろ)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 山手(4)<br>(113000243)   | 赤穂市東有年(別図2とおろ)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 有年横尾(5)<br>(113000244) | 赤穂市有年横尾(別図3とおろ) | 急傾斜地の崩壊             |
| 有年横尾(6)<br>(113000245) | 赤穂市有年横尾(別図4とおろ) | 急傾斜地の崩壊             |
| 居村(1)<br>(113000246)   | 赤穂市新田(別図5とおろ)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 高台(3)<br>(113000247)   | 赤穂市御崎(別図6とおろ)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 尾崎(4)<br>(113000248)   | 赤穂市尾崎(別図7とおろ)   | 急傾斜地の崩壊             |

|                       |                 |         |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 北之町(1)<br>(113000249) | 赤穂市坂越(別図8とおりに)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 高谷(1)<br>(113000250)  | 赤穂市坂越(別図9とおりに)  | 急傾斜地の崩壊 |
| 鷗和(4)<br>(113000251)  | 赤穂市鷗和(別図10とおりに) | 急傾斜地の崩壊 |
| 福浦(2)<br>(113000252)  | 赤穂市福浦(別図11とおりに) | 急傾斜地の崩壊 |
| 新田(4)<br>(113000253)  | 赤穂市福浦(別図12とおりに) | 急傾斜地の崩壊 |
| 北ノ台(3)<br>(113000254) | 赤穂市鷗和(別図13とおりに) | 急傾斜地の崩壊 |

(別図1から別図13までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第359号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                     | 指 定 の 区 域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------------------|--------------------|---------------------|
| 井原I-2<br>(124050143)    | 丹波市山南町井原(別図1のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 下滝(5)I<br>(124050144)   | 丹波市山南町下滝(別図2のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 野坂(4)I<br>(124050145)   | 丹波市山南町野坂(別図3のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 篠場(2)II<br>(124050146)  | 丹波市山南町篠場(別図4のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 小野尻(4)II<br>(124050147) | 丹波市山南町小野尻(別図5のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |
| 若林III<br>(124050148)    | 丹波市山南町若林(別図6のとおり)  | 急傾斜地の崩壊             |
| 奥III<br>(124050149)     | 丹波市山南町奥(別図7のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1から別図7までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第360号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                   | 指 定 の 区 域       | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-----------------------|-----------------|---------------------|
| 奥畑(12)<br>(106020341) | 洲本市奥畑（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             |
| 千草丙(9)<br>(106020342) | 洲本市千草丙（別図2のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1及び別図2は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第361号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                        | 指 定 の 区 域            | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------------|----------------------|---------------------|
| 内田(12)<br>(106020333)      | 洲本市由良町内田（別図1のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             |
| 由良(23)<br>(106020334)      | 洲本市由良町由良（別図2のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             |
| 由良(24)<br>(106020335)      | 洲本市由良町由良（別図3のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             |
| 内田(13)<br>(106020336)      | 洲本市由良町内田（別図4のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             |
| 由良江後(2) I_2<br>(106020337) | 洲本市由良町由良四丁目（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 由良江後 I_2<br>(106020338)    | 洲本市由良町由良三丁目（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 由良観音寺 I_2<br>(106020339)   | 洲本市由良町由良二丁目（別図7のとおり） | 急傾斜地の崩壊             |
| 由良(5)_2<br>(106020340)     | 洲本市由良町由良（別図8のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             |

（別図1から別図8までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第362号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。



令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                  | 指 定 の 区 域        | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|------------------|---------------------|
| 山添(1)<br>(125010038) | 南あわじ市山添(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備えて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第363号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名 称                  | 指 定 の 区 域         | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|----------------------|-------------------|---------------------|
| 伊毘(5)<br>(125020080) | 南あわじ市阿那賀(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備えて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第364号**

平成25年兵庫県告示第540号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

一ノ谷町(1)Ⅱ(101050209)の項中別図78を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備えて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第365号**

平成23年兵庫県告示第805号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

つつじが丘(1)Ⅰ(101060014)の項中別図11、鳥蔵山Ⅰ(101060026)の項中別図22、栢谷Ⅰ(101060027)の項中別図23、清玄町Ⅰ(101060028)の項中別図24、大谷(4)Ⅰ(101060036)の項中別図32、獅掛(2)Ⅰ(101060039)の項中別図35、塩屋(9)Ⅰ(101060048)の項中別図44、南谷(4)Ⅰ(101060053)の項中別図49、千鳥ヶ丘(3)Ⅰ(101060059)の項中別図54、千鳥ヶ丘(5)Ⅰ(101060061)の項中別図56、清水が丘Ⅰ(101060074)の項中別図60、上高丸Ⅰ(101060084)の項中別図69、舞子台(2)(1)Ⅰ(101060096)の項中別図81、上高丸(1)Ⅰ(101060114)の項中別図92、下畑町(2)Ⅱ(101060134)の項中別図106、西舞子Ⅱ(101060155)の項中別図125、北舞子Ⅱ(101060156)の項中別図126、千代ヶ丘(2)Ⅱ(101060158)の項中別図128、名谷(5)Ⅲ(101060163)の項中別図133を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備えて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第366号**

平成25年兵庫県告示第541号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

小東山Ⅰ（101060013）の項中別図2、舞子台(1)(2)Ⅰ（101060120）の項中別図20、清水が丘Ⅱ（101060152）の項中別図23を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第367号

平成28年兵庫県告示第780号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

下畑町（101060173）の項中別図5、旭が丘1丁目（101060175）の項中別図7、千鳥が丘3丁目（101060177）の項中別図9を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第368号**

平成23年兵庫県告示第806号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

布施畑(2)Ⅰ（101090002）の項中別図2、布施畑(3)Ⅰ（101090003）の項中別図3、布施畑(4)Ⅰ（101090004）の項中別図4、木幡(1)Ⅰ（101090008）の項中別図6、木幡(3)Ⅰ（101090010）の項中別図8、木幡(5)Ⅰ（101090012）の項中別図10、寺谷(1)Ⅰ（101090019）の項中別図13、寺谷(2)Ⅰ（101090020）の項中別図14、寺谷(3)Ⅰ（101090021）の項中別図15、和田Ⅰ（101090032）の項中別図23、永井谷Ⅰ（101090037）の項中別図26、上脇Ⅰ（101090038）の項中別図27、西戸田Ⅰ（101090047）の項中別図34、勝成Ⅰ（101090068）の項中別図48、和泉(3)Ⅱ（101090081）の項中別図57、前開(2)Ⅱ（101090090）の項中別図65、渋谷Ⅱ（101090091）の項中別図66、近江(1)Ⅱ（101090096）の項中別図70、近江(2)Ⅱ（101090097）の項中別図71、永井谷(2)Ⅱ（101090123）の項中別図88、薬師西Ⅱ（101090136）の項中別図98を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

兵庫県告示第369号

平成25年兵庫県告示第542号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

堂ノ前Ⅰ（101090005）の項中別図1、木見Ⅰ（101090007）の項中別図2、桜が丘東(2)Ⅰ（101090017）の項中別図3、長谷Ⅱ（101090149）の項中別図30、栄Ⅲ（101090154）の項中別図33を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

~~~~~

**兵庫県告示第370号**

平成20年兵庫県告示第1251号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

打越(1)(1)Ⅰ（102010010）の項中別図10、打越(4)(1)Ⅰ（102010013）の項中別図13、白鳥台(3)(1)Ⅰ（102010018）の項中別図18、飾西(1)(1)Ⅰ（102010023）の項中別図23、青山北(1)(1)Ⅰ（102010026）の項中別図26、青山

(1) I (102010027) の項中別図27、石倉(1) I (102010039) の項中別図39、今宿(2) (1) I (102010048) の項中別図48、井ノ口(4) (1) I (102010052) の項中別図52、青山南(1) I (102010056) の項中別図56、打越(8) (1) I (102010058) の項中別図58、白鳥台(11) (1) I (102010069) の項中別図69、白鳥台(12) (1) I (102010070) の項中別図70、高岡新町(1) (1) I (102010073) の項中別図73、高岡新町(3) (1) I (102010077) の項中別図77、下手野(3) (1) I (102010078) の項中別図78、井ノ口(2) I (102010093) の項中別図93、石倉(1) II (102010128) の項中別図128、西今宿(1) II (102010138) の項中別図138、白鳥台(1) III (102010155) の項中別図155、西今宿(1) III (102010157) の項中別図157を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第371号**

平成22年兵庫県告示第458号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

砥堀(4) I (102010252) の項中別図4、新在家本町(1) I (102010262) の項中別図14、岡町(1) I (102010264) の項中別図16、山吹(1) I (102010278) の項中別図30、西坂(3) I (102010286) の項中別図38、書写(5) I (102010312) の項中別図64、北平野台町(1) I (102010329) の項中別図81、北新在家(2) I (102010335) の項中別図87、北新在家(3) I (102010337) の項中別図89、砥堀III (102010364) の項中別図116を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第372号**

平成21年兵庫県告示第54号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

若狭野2 I (209000012) の項中別図1を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所、相生市役所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第373号**

平成19年兵庫県告示第318号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

木生谷 I (113000001) の項中別図1、砂子 I (113000004) の項中別図4、南野中(1) I (113000006) の項中別図6、加里屋(2) I (113000010) の項中別図10、加里屋(3) II (113000014) の項中別図14、居村 I (113000015) の項中別図15、高台(1) I (113000025) の項中別図25、東海III (113000029) の項中別図29、上浜市(1) I (113000031) の項中別図31、上浜市(3) I (113000033) の項中別図33、北野中(2) I (113000036) の項中別図36、塩屋(1) I (113000045) の項中別図45、塩屋(3) I (113000047) の項中別図47、塩屋(4) I (113000048) の項中別図48、塩屋(5) I (113000049) の項中別図49、塩屋(6) I (113000050) の項中別図50、塩屋(1) II (113000054) の項中別図54、尾崎(1) I (113000060) の項中別図60、高台(2) I (113000063) の項中別図63、尾崎(3) II (113000069) の項中別図69、東之町(2) I (113000075) の項中別図75、北之町 I (113000078) の項中別図78、高谷 I (113000080) の項中別図80、大泊(1) II (113000087) の項中別図87、大泊(3) II (113000089) の項中別図89を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第374号**

平成20年兵庫県告示第116号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

山手(1) I (113000092) の項中別図3、山手(2) I (113000093) の項中別図4、田中 I (113000094) の項中別図5、有年横尾(2) I (113000095) の項中別図6、目坂(1) I (113000107) の項中別図18、目坂(2) I (113000108) の項中別図19、鷗和(2) I (113000113) の項中別図24、本町(1) I (113000114) の項中別図25、朶山 I (113000115) の項中別図26、大泊(1) I (113000116) の項中別図27、古池(1) I (113000117) の項中別図28、福浦(1) I (113000118) の項中別図29、新田 I (113000119) の項中別図30、山田 I (113000122) の項中別図33、横山(2) I (113000126) の項中別図37、中山(3) I (113000127) の項中別図38、下高野 I (113000132) の項中別図43、大鹿谷(3) I (113000135) の項中別図46、大鹿谷(4) I (113000136) の項中別図47、鷗和(3) I (113000142) の項中別図53、本町(2) I (113000143) の項中別図54、野田 II (113000149) の項中別図60、三軒家 II (113000151) の項中別図62、新田(3) II (113000154) の項中別図65、横山(2) II (113000161) の項中別図72、横山(3) II (113000162) の項中別図73、中山(2) II (113000167) の項中別図78、大鹿谷(1) II (113000176) の項中別図87、大鹿谷(3) II (113000178) の項中別図89、北ノ台(2) II (113000182) の項中別図93、真木(1) II (113000183) の項中別図94、大泊(4) II (113000186) の項中別図97、山田 III (113000223) の項中別図134を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備えて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第375号

平成23年兵庫県告示第719号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

和田(4) I (124050006) の項中別図6、野坂 I (124050018) の項中別図18、井原 I (124050022) の項中別図22、下滝(2) I (124050031) の項中別図31、上滝(5) I (124050040) の項中別図40、岡本 II (124050072) の項中別図72、太田 II (124050079) の項中別図79、下滝(1) II (124050081) の項中別図81、阿草(4) II (124050091) の項中別図91、生合谷川 I (224050068) の項中別図210を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備えて縦覧に供する。)

~~~~~

**兵庫県告示第376号**

平成19年兵庫県告示第779号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

野旦田(2) I (106010028) の項中別図29、千草己谷 II (206010008) の項中別図51、鮎屋 I (106010138) の項中別図168、由良町内田(1) I (106010171) の項中別図209、由良江後(2) I (106010176) の項中別図214、由良江後 I (106010178) の項中別図216、由良観音寺 I (106010181) の項中別図219、由良佐毘 I (106010187) の項中別図225、由良町由良(1) III (106010199) の項中別図237、由良町由良(5) III (106010203) の項中別図241、中津川南谷 II (206010052) の項中別図266を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備えて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第377号

平成26年兵庫県告示第966号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

千草戊(1) (106020280) の項中別図159、由良(5) (106020301) の項中別図180、由良(2) (206020036) の項中別図228を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備えて縦覧に供する。)

兵庫県告示第378号

平成23年兵庫県告示第227号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

北栄(1)(1)I(125020017)の項中別図54、伊毘I(125020020)の項中別図57、阿那賀II(125020053)の項中別図90、伊毘(1)II(125020057)の項中別図94、善太郎川I(225020011)の項中別図170、釜池谷II(225020015)の項中別図174、開発北谷II(225020021)の項中別図180を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第379号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
横尾(1)I (101050092)	神戸市須磨区妙法寺（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
横尾(5)I (101050096)	神戸市須磨区横尾4丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
横尾II (101050203)	神戸市須磨区妙法寺（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
一ノ谷町(1)II (101050209)	神戸市須磨区一ノ谷町2丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
一ノ谷町(1)II-2 (101050241)	神戸市須磨区一ノ谷町2丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
妙法寺川右支(5)I (201050034)	神戸市須磨区横尾4丁目（別図6のとおり）	土石流	別図6のとおり

（別図1から別図6までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第380号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

名谷町(2) I (101060003)	神戸市垂水区名谷町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
名谷町(4) I (101060005)	神戸市垂水区名谷町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
梨原 I (101060008)	神戸市垂水区名谷町 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
猿倉(2) I (101060010)	神戸市垂水区名谷町 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
権行司 I (101060011)	神戸市垂水区美山台3丁目 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
小束山 I (101060013)	神戸市垂水区小束山1丁目 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
つつじが丘(1) I (101060014)	神戸市垂水区つつじが丘7丁目 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
つつじが丘(2) I (101060015)	神戸市垂水区つつじが丘7丁目 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
つつじが丘(3) I (101060016)	神戸市垂水区つつじが丘1丁目 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
石畳 I (101060019)	神戸市垂水区下畑町 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
木ノ下 I (101060020)	神戸市垂水区下畑町 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
城ヶ原 I (101060021)	神戸市垂水区下畑町 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
東松山 I (101060023)	神戸市垂水区下畑町 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
唐ヶ谷 I (101060025)	神戸市垂水区下畑町 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
鳥蔵山 I (101060026)	神戸市垂水区下畑町 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
栢谷 I (101060027)	神戸市垂水区下畑町 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
清玄町 I (101060028)	神戸市垂水区清玄町 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
大谷(3) I (101060035)	神戸市垂水区塩屋町 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
大谷(4) I (101060036)	神戸市垂水区塩屋町 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
獅掛(2) I (101060039)	神戸市垂水区塩屋町9丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり

塩屋(3) I (101060042)	神戸市垂水区塩屋町3丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
塩屋(5) I (101060044)	神戸市垂水区塩屋町3丁目 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
塩屋(7) I (101060046)	神戸市垂水区塩屋町7丁目 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
塩屋(9) I (101060048)	神戸市垂水区塩屋町8丁目 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
南谷(4) I (101060053)	神戸市垂水区塩屋町(別図 25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
東垂水(2) I (101060056)	神戸市垂水区東垂水2丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
千鳥ヶ丘(3) I (101060059)	神戸市垂水区千鳥ヶ丘2丁 目(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
千鳥ヶ丘(4) I (101060060)	神戸市垂水区千鳥ヶ丘2丁 目(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
千鳥ヶ丘(5) I (101060061)	神戸市垂水区千鳥ヶ丘2丁 目(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
潮見が丘 I (101060062)	神戸市垂水区潮見が丘2丁 目(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
多聞台(1)(1) I (101060064)	神戸市垂水区多聞台3丁目 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
多聞台(4) I (101060067)	神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
多聞台(5) I (101060068)	神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
多聞台(6) I (101060069)	神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
多聞台(7) I (101060070)	神戸市垂水区多聞台2丁目 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
多聞台(8) I (101060071)	神戸市垂水区多聞台2丁目 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
清水が丘 I (101060074)	神戸市垂水区清水が丘2丁 目(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
千代が丘 I (101060075)	神戸市垂水区千代が丘2丁 目(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
星ヶ丘(2) I (101060077)	神戸市垂水区星ヶ丘3丁目 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
高丸(2) I (101060079)	神戸市垂水区高丸8丁目 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり

高丸(3) I (101060080)	神戸市垂水区高丸3丁目 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
高丸(4) I (101060081)	神戸市垂水区高丸6丁目 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
上高丸 I (101060084)	神戸市垂水区上高丸1丁目 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
舞子台(1)(1) I (101060095)	神戸市垂水区舞子台5丁目 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
舞子台(2)(1) I (101060096)	神戸市垂水区舞子台4丁目 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
千鳥ヶ丘 I (101060102)	神戸市垂水区千鳥ヶ丘3丁目 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
多聞台(1)(2) I (101060105)	神戸市垂水区多聞台5丁目 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
多聞台(2)(2) I (101060106)	神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
神陵台(1) I (101060108)	神戸市垂水区神陵台9丁目 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
千代ヶ丘(1) I (101060112)	神戸市垂水区千代ヶ丘2丁目 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
上高丸(1) I (101060114)	神戸市垂水区上高丸1丁目 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
舞子台(1)(2) I (101060120)	神戸市垂水区舞子台8丁目 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
名谷町(2) II (101060123)	神戸市垂水区名谷町(別図 53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
名谷町(4) II (101060125)	神戸市垂水区名谷町(別図 54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
入野(1) II (101060127)	神戸市垂水区名谷町(別図 55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
押戸 II (101060131)	神戸市垂水区名谷町(別図 56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
猿倉 II (101060132)	神戸市垂水区名谷町(別図 57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
下畑町(2) II (101060134)	神戸市垂水区下畑町(別図 58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
栢谷 II (101060136)	神戸市垂水区下畑町(別図 59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
塩屋(4) II (101060141)	神戸市垂水区塩屋町2丁目 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり

塩屋(5)Ⅱ (101060142)	神戸市垂水区塩屋町2丁目 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
清水が丘Ⅱ (101060152)	神戸市垂水区清水が丘2丁目 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
西舞子Ⅱ (101060155)	神戸市垂水区西舞子6丁目 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
北舞子Ⅱ (101060156)	神戸市垂水区北舞子3丁目 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
千代ヶ丘(2)Ⅱ (101060158)	神戸市垂水区千代が丘2丁目 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
名谷(2)Ⅲ (101060160)	神戸市垂水区名谷町(別図 66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
名谷(5)Ⅲ (101060163)	神戸市垂水区名谷町(別図 67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
塩屋北(1)Ⅲ (101060164)	神戸市垂水区塩屋北町2丁目 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
塩屋北(2)Ⅲ (101060165)	神戸市垂水区塩屋北町1丁目 (別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
塩屋(1)Ⅲ (101060166)	神戸市垂水区塩屋町(別図 70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
清水が丘Ⅲ (101060168)	神戸市垂水区清水が丘2丁目 (別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
塩屋梅木谷 (101060169)	神戸市垂水区塩屋町(別図 72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
名谷中山 (101060171)	神戸市垂水区名谷町(別図 73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
旭が丘1丁目 (101060175)	神戸市垂水区旭が丘1丁目 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
千鳥が丘3丁目 (101060177)	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
塩屋(8)Ⅱ (101060181)	神戸市垂水区塩屋町(別図 76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
塩屋(9)Ⅱ (101060182)	神戸市垂水区塩屋町3丁目 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
塩屋台(4)Ⅰ (101060183)	神戸市垂水区塩屋台3丁目 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
塩屋北(1)Ⅰ (101060184)	神戸市垂水区塩屋北町4丁目 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり

下畑町(1) I (101060185)	神戸市垂水区下畑町 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
桃山台 I (101060186)	神戸市垂水区桃山台5丁目 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
下畑町(2) I (101060187)	神戸市垂水区下畑町 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
舞子台(3) I (101060188)	神戸市垂水区舞子台4丁目 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
名谷(6) III (101060189)	神戸市垂水区名谷町 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
名谷町(5) I (101060190)	神戸市垂水区名谷町 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
潮見が丘(2) I (101060191)	神戸市垂水区潮見が丘1丁目 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
下畑町(3) I (101060193)	神戸市垂水区下畑町 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
下畑町(3) II (101060194)	神戸市垂水区下畑町 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
多聞台(9) I (101060195)	神戸市垂水区多聞台2丁目 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
多聞台(2) II (101060196)	神戸市垂水区多聞台2丁目 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
塩屋台(1) II (101060198)	神戸市垂水区塩屋台2丁目 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
多聞台(1) II (101060199)	神戸市垂水区多聞台1丁目 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
塩屋(10) II (101060200)	神戸市垂水区塩屋町 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
塩屋 I (201060002)	神戸市垂水区塩屋町2丁目 (別図94のとおり)	土石流	別図94のとおり
左支溪1号谷 I (201060004)	神戸市垂水区塩屋北町4丁目 (別図95のとおり)	土石流	別図95のとおり
右支溪小川III (201060012)	神戸市垂水区名谷町 (別図96のとおり)	土石流	別図96のとおり

(別図1から別図96までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第381号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の

規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
布施畑(1) I (101090001)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
布施畑(2) I (101090002)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
布施畑(3) I (101090003)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
布施畑(4) I (101090004)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
堂ノ前 I (101090005)	神戸市西区押部谷町木見 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
中谷 I (101090006)	神戸市西区押部谷町木見 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
木見 I (101090007)	神戸市西区押部谷町木見 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
木幡(1) I (101090008)	神戸市西区押部谷町木幡 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
木幡(2) I (101090009)	神戸市西区押部谷町木幡 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
木幡(3) I (101090010)	神戸市西区押部谷町木幡 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
木幡(4) I (101090011)	神戸市西区押部谷町木幡 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
木幡(5) I (101090012)	神戸市西区押部谷町木津 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
秋葉台 I (101090013)	神戸市西区秋葉台1丁目 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
押部 I (101090015)	神戸市西区押部谷町押部 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
桜が丘東(2) I (101090017)	神戸市西区桜が丘東町6丁目 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
寺谷(1) I (101090019)	神戸市西区榎谷町寺谷(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
寺谷(2) I (101090020)	神戸市西区榎谷町寺谷(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり

寺谷(3) I (101090021)	神戸市西区榎谷町寺谷(別 図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
長宗 I (101090023)	神戸市西区伊川谷町前開 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
学園東町 I (101090024)	神戸市西区学園東町8丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
北山台 I (101090025)	神戸市西区北山台2丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
福住(2) I (101090027)	神戸市西区押部谷町福住 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
福住(3) I (101090028)	神戸市西区押部谷町福住 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
細田 I (101090029)	神戸市西区押部谷町細田 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
高和(1) I (101090030)	神戸市西区押部谷町高和 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
和田 I (101090032)	神戸市西区押部谷町和田 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
永井谷 I (101090037)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
上脇 I (101090038)	神戸市西区伊川谷町上脇 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
古神 I (101090042)	神戸市西区神出町古神(別 図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
神出町南(1) I (101090043)	神戸市西区神出町南(別図 30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
神出町南(2) I (101090044)	神戸市西区神出町南(別図 31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
堅田(1) I (101090045)	神戸市西区平野町堅田(別 図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
堅田(2) I (101090046)	神戸市西区平野町堅田(別 図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
西戸田 I (101090047)	神戸市西区平野町西戸田 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
印路(2) I (101090049)	神戸市西区平野町印路(別 図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
宮前(1) I (101090050)	神戸市西区平野町宮前(別 図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
水谷(2) I (101090055)	神戸市西区玉津町水谷(別 図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

大坂谷 I (101090060)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
寺谷 I (101090061)	神戸市西区榎谷町寺谷 (別 図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
高雄台 I (101090063)	神戸市西区高雄台 (別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
有瀬 I (101090067)	神戸市西区伊川谷町有瀬 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
勝成 I (101090068)	神戸市西区神出町勝成 (別 図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
枝吉 I (101090072)	神戸市西区枝吉4丁目 (別 図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
布施畑(2) II (101090074)	神戸市西区伊川谷町布施畑 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
木津(3) II (101090075)	神戸市西区押部谷町木津 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
木津(4) II (101090076)	神戸市西区押部谷町木津 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
木津(5) II (101090077)	神戸市西区押部谷町木津 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
上柿木 II (101090078)	神戸市西区押部谷町木見 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
和泉(1) II (101090079)	神戸市西区押部谷町木見 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
和泉(2) II (101090080)	神戸市西区押部谷町木見 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
和泉(3) II (101090081)	神戸市西区押部谷町木見 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
寺谷(2) II (101090088)	神戸市西区榎谷町寺谷 (別 図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
友清 II (101090089)	神戸市西区榎谷町友清 (別 図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
前開(2) II (101090090)	神戸市西区伊川谷町前開 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
渋谷 II (101090091)	神戸市西区伊川谷町前開 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
前開(3) II (101090092)	神戸市西区伊川谷町前開 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
近江(1) II (101090096)	神戸市西区押部谷町近江 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり

近江(2)Ⅱ (101090097)	神戸市西区押部谷町近江 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
高和(1)Ⅱ (101090099)	神戸市西区押部谷町高和 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
高和(2)Ⅱ (101090100)	神戸市西区押部谷町高和 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
和田(1)Ⅱ (101090103)	神戸市西区押部谷町和田 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
福谷(2)Ⅱ (101090104)	神戸市西区榎谷町福谷(別 図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
池谷Ⅱ (101090105)	神戸市西区榎谷町池谷(別 図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
渋谷(1)Ⅱ (101090106)	神戸市西区榎谷町長谷(別 図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
西山畑Ⅱ (101090108)	神戸市西区榎谷町長谷(別 図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
赤田井(1)Ⅱ (101090109)	神戸市西区榎谷町栃木(別 図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
赤田井(2)Ⅱ (101090110)	神戸市西区榎谷町栃木(別 図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
真谷(1)Ⅱ (101090113)	神戸市西区榎谷町谷口(別 図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
真谷(2)Ⅱ (101090114)	神戸市西区榎谷町谷口(別 図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
真谷(3)Ⅱ (101090115)	神戸市西区榎谷町谷口(別 図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
真谷(4)Ⅱ (101090116)	神戸市西区榎谷町谷口(別 図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
真谷(5)Ⅱ (101090117)	神戸市西区榎谷町谷口(別 図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
井吹(2)Ⅱ (101090120)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
井吹(3)Ⅱ (101090121)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
永井谷(2)Ⅱ (101090123)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
有瀬(1)Ⅱ (101090125)	神戸市西区伊川谷町有瀬 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
有瀬(3)Ⅱ (101090127)	神戸市西区伊川谷町有瀬 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり

堅田Ⅱ (101090131)	神戸市西区平野町堅田(別 図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
常本Ⅱ (101090132)	神戸市西区平野町常本(別 図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
薬師西Ⅱ (101090136)	神戸市西区平野町大畑(別 図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
宮前Ⅱ (101090137)	神戸市西区平野町宮前(別 図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
山ノ下Ⅱ (101090138)	神戸市西区平野町中津(別 図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
中津Ⅱ (101090139)	神戸市西区平野町中津(別 図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
和田(2)Ⅱ (101090140)	神戸市西区押部谷町和田 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
田中(1)Ⅱ (101090141)	神戸市西区玉津町田中(別 図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
和泉Ⅱ (101090144)	神戸市西区押部谷町木見 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
木幡Ⅱ (101090145)	神戸市西区押部谷町木幡 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
長谷Ⅱ (101090149)	神戸市西区榎谷町長谷(別 図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
栄Ⅲ (101090154)	神戸市西区押部谷町栄(別 図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
桜が丘中町Ⅲ (101090156)	神戸市西区桜が丘中町1丁 目(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
深谷Ⅲ (101090157)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
井吹Ⅲ (101090158)	神戸市西区伊川谷町井吹 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
有瀬Ⅲ (101090159)	神戸市西区伊川谷町有瀬 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
井ヶ谷Ⅲ (101090160)	神戸市西区伊川谷町別府 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
北山台Ⅱ (101090172)	神戸市西区北山台2丁目 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
桜が丘西町(1)Ⅰ (101090174)	神戸市西区桜が丘西町1丁 目(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
桜が丘西町(1)Ⅱ (101090175)	神戸市西区桜が丘西町2丁 目(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり

桜が丘西町(2) I (101090176)	神戸市西区桜が丘西町2丁目 (別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
桜が丘西町Ⅲ (101090177)	神戸市西区桜が丘西町2丁目 (別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
桜が丘西町(2) II (101090178)	神戸市西区桜が丘西町3丁目 (別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
桜が丘西町(3) II (101090179)	神戸市西区桜が丘西町5丁目 (別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
木見(2) Ⅲ (101090180)	神戸市西区押部谷町木見 (別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
水谷(5) Ⅲ (101090181)	神戸市西区玉津町水谷 (別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
ユヤノ谷 I (201090001)	神戸市西区押部谷町木津 (別図104のとおり)	土石流	別図104のとおり
上田井 I (201090005)	神戸市西区押部谷町細田 (別図105のとおり)	土石流	別図105のとおり
小谷川 I (201090014)	神戸市西区伊川谷町小寺 (別図106のとおり)	土石流	別図106のとおり
墓の谷 II (201090016)	神戸市西区押部谷町細田 (別図107のとおり)	土石流	別図107のとおり
福住川右支溪Ⅲ (201090025)	神戸市西区押部谷町西盛 (別図108のとおり)	土石流	別図108のとおり
西盛川右支溪Ⅲ (201090026)	神戸市西区押部谷町細田 (別図109のとおり)	土石流	別図109のとおり
櫛谷川Ⅲ (201090028)	神戸市西区櫛谷町寺谷 (別図110のとおり)	土石流	別図110のとおり

(別図1から別図110までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第382号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三条北(4) (107000031)	芦屋市三条町 神戸市東灘区森北町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所、阪神南県民センタ

一西宮土木事務所、神戸市役所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第383号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥池(4) (107000032)	芦屋市奥池町（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり

（別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第384号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
西庄(1)(1)I (102010002)	姫路市西庄（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
井ノ口(1)(1)I (102010003)	姫路市井ノ口（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
井ノ口(2)(1)I (102010004)	姫路市苜編（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
苜編(3)(1)I (102010008)	姫路市苜編（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
打越(1)(1)I (102010010)	姫路市打越（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
打越(2)(1)I (102010011)	姫路市打越（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
打越(3)(1)I (102010012)	姫路市打越（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
打越(4)(1)I (102010013)	姫路市打越（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
打越(5)(1)I (102010014)	姫路市打越（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり

坪田(1) I (102010015)	姫路市刀出(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
白鳥台(1)(1) I (102010016)	姫路市白鳥台一丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
白鳥台(2)(1) I (102010017)	姫路市白鳥台一丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
白鳥台(3)(1) I (102010018)	姫路市白鳥台一丁目(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
白鳥台(5)(1) I (102010020)	姫路市白鳥台三丁目(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
白鳥台(6)(1) I (102010021)	姫路市白鳥台二丁目(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
白鳥台(7)(1) I (102010022)	姫路市白鳥台二丁目(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
飾西(1)(1) I (102010023)	姫路市飾西(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
飾西(2)(1) I (102010024)	姫路市飾西(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
打越(6)(1) I (102010025)	姫路市打越(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
青山北(1)(1) I (102010026)	姫路市青山北三丁目(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
青山(1) I (102010027)	姫路市青山二丁目(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
石倉(1) I (102010039)	姫路市石倉(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
観音寺(1) I (102010040)	姫路市西脇(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
今宿(2)(1) I (102010048)	姫路市高岡新町(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
西庄(2)(1) I (102010049)	姫路市西庄(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
井ノ口(2)(2) I (102010050)	姫路市町坪(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
井ノ口(3)(1) I (102010051)	姫路市井ノ口(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
井ノ口(4)(1) I (102010052)	姫路市井ノ口(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
苫編(2)(1) I (102010054)	姫路市苫編(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

富士見丘町(1) I (102010055)	姫路市飾磨区富士見ヶ丘町 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
青山南(1) I (102010056)	姫路市青山南一丁目(別図 31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
打越(7)(1) I (102010057)	姫路市打越(別図32のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
打越(8)(1) I (102010058)	姫路市打越(別図33のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
白鳥台(8)(1) I (102010059)	姫路市白鳥台三丁目(別図 34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
白鳥台(10)(1) I (102010061)	姫路市白鳥台二丁目(別図 35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
青山北(2)(1) I (102010062)	姫路市青山北二丁目(別図 36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
打越(9)(1) I (102010063)	姫路市打越(別図37のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
白鳥台(11)(1) I (102010069)	姫路市白鳥台一丁目(別図 38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
白鳥台(12)(1) I (102010070)	姫路市白鳥台三丁目(別図 39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
打越(11)(1) I (102010071)	姫路市打越(別図40のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
高岡新町(1)(1) I (102010073)	姫路市高岡新町(別図41の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
今宿(5)(1) I (102010074)	姫路市高岡新町(別図42の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
今宿(6)(1) I (102010075)	姫路市高岡新町(別図43の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
高岡新町(2)(1) I (102010076)	姫路市高岡新町(別図44の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
高岡新町(3)(1) I (102010077)	姫路市高岡新町(別図45の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
下手野(3)(1) I (102010078)	姫路市下手野一丁目(別図 46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
下手野(4)(1) I (102010079)	姫路市下手野一丁目(別図 47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
西庄(5)(1) I (102010086)	姫路市西庄(別図48のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
井ノ口(5)(1) I (102010087)	姫路市井ノ口(別図49のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり

井ノ口(6)(1)Ⅰ (102010088)	姫路市井ノ口(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
井ノ口(2)Ⅰ (102010093)	姫路市井ノ口(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
町坪(1)(2)Ⅰ (102010094)	姫路市町坪(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
青山(1)(2)Ⅰ (102010096)	姫路市青山(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
石倉(1)Ⅱ (102010128)	姫路市石倉(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
打越(2)(1)Ⅱ (102010131)	姫路市打越(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
緑台(1)Ⅱ (102010132)	姫路市打越(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
打越(4)(1)Ⅱ (102010134)	姫路市打越(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
打越(5)(1)Ⅱ (102010135)	姫路市打越(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
下手野(2)(1)Ⅱ (102010136)	姫路市下手野一丁目(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
下手野(3)(1)Ⅱ (102010137)	姫路市下手野一丁目(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
西今宿(1)Ⅱ (102010138)	姫路市高岡新町(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
岡田(1)Ⅱ (102010139)	姫路市岡田(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
刀出栄立町(1)Ⅲ (102010147)	姫路市書写(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
太市中(1)Ⅲ (102010149)	姫路市太市中(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
刀出(1)(1)Ⅲ (102010150)	姫路市刀出(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
刀出(2)(1)Ⅲ (102010151)	姫路市刀出(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
白鳥台(1)Ⅲ (102010155)	姫路市打越(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
打越(4)(1)Ⅲ (102010156)	姫路市打越(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
西今宿(1)Ⅲ (102010157)	姫路市高岡新町(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり

西庄(1)Ⅲ (102010158)	姫路市西庄(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
井ノ口(1)(1)Ⅲ (102010159)	姫路市岡田(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
井ノ口(2)(1)Ⅲ (102010160)	姫路市井ノ口(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
砥堀(3)Ⅰ (102010251)	姫路市砥堀(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
砥堀(4)Ⅰ (102010252)	姫路市砥堀(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
白国(1)Ⅰ (102010254)	姫路市白国四丁目(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
白国(2)Ⅰ (102010255)	姫路市白国三丁目(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
白国(3)Ⅰ (102010256)	姫路市白国三丁目(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
白国(4)Ⅰ (102010257)	姫路市白国五丁目(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
大寿台(1)Ⅰ (102010259)	姫路市大寿台二丁目(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
上大野(1)Ⅰ (102010260)	姫路市上大野一丁目(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
新在家本町(1)Ⅰ (102010262)	姫路市新在家本町五丁目(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
山野井(1)Ⅰ (102010263)	姫路市山野井町(別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
岡町(1)Ⅰ (102010264)	姫路市岡町(別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
薬師山Ⅰ (102010266)	姫路市山畑新田(別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
龍野町(1)Ⅰ (102010267)	姫路市龍野町六丁目(別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
山畑新田(1)Ⅰ (102010269)	姫路市車崎一丁目(別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
山畑新田(2)Ⅰ (102010270)	姫路市山畑新田(別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
御立東(2)(1)Ⅰ (102010275)	姫路市御立東六丁目(別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
御立(2)Ⅰ (102010277)	姫路市御立三丁目(別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり

山吹(1) I (102010278)	姫路市山吹二丁目(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
藤ヶ台(1) I (102010279)	姫路市藤ヶ台(別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
下手野(1) I (102010281)	姫路市下手野四丁目(別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
東坂 I (102010282)	姫路市書写(別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
西坂(1) I (102010283)	姫路市書写(別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
西坂(2) I (102010284)	姫路市書写(別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
書写(1) I (102010285)	姫路市書写(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
西坂(3) I (102010286)	姫路市書写(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
菅生台(1) I (102010287)	姫路市菅生台(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
書写台(1) I (102010288)	姫路市書写台二丁目(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
書写台(2) I (102010289)	姫路市書写三丁目(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
書写(2) I (102010290)	姫路市書写(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
北平野(2) I (102010292)	姫路市北平野六丁目(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
大寿台(2) I (102010293)	姫路市大寿台二丁目(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
北新在家(1) I (102010294)	姫路市北新在家二丁目(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
新在家本町(2) I (102010295)	姫路市新在家本町六丁目(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
田寺東(1) I (102010297)	姫路市田寺東一丁目(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
藤ヶ台(2) I (102010298)	姫路市藤ヶ台(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
北平野(3) I (102010301)	姫路市北平野四丁目(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
奥垣内(1) I (102010302)	姫路市北平野奥垣内(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり

奥垣内(2) I (102010303)	姫路市北平野奥垣内(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
御立東(3) I (102010304)	姫路市御立東六丁目(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
御立東(4) I (102010306)	姫路市御立中二丁目(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
御立北(2) I (102010307)	姫路市御立北二丁目(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
御立北(3) I (102010308)	姫路市御立北二丁目(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
御立北(4) I (102010310)	姫路市御立北二丁目(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
書写(4) I (102010311)	姫路市書写(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
書写(5) I (102010312)	姫路市書写(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
菅生台(2) I (102010313)	姫路市菅生台(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
菅生台(4) I (102010315)	姫路市菅生台(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
菅生台(5) I (102010316)	姫路市菅生台(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
菅生台(7) I (102010318)	姫路市六角(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
山吹(2) I (102010321)	姫路市山吹二丁目(別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
下手野(2) I (102010322)	姫路市下手野五丁目(別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
西今宿(2) I (102010324)	姫路市西今宿六丁目(別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
今宿(4) I (102010326)	姫路市神子岡前三丁目(別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
景福寺前 I (102010327)	姫路市景福寺前(別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
山野井(2) I (102010328)	姫路市山野井町(別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
北平野台町(1) I (102010329)	姫路市北平野台町(別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
北平野台町(2) I (102010330)	姫路市北平野台町(別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり

田寺東(2) I (102010331)	姫路市田寺東四丁目(別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
田寺東(3) I (102010332)	姫路市田寺東一丁目(別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
田寺東(4) I (102010333)	姫路市田寺東一丁目(別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
田寺山手町 I (102010334)	姫路市田寺山手町(別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
北新在家(2) I (102010335)	姫路市北新在家二丁目(別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
北新在家(3) I (102010337)	姫路市北新在家二丁目(別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
北新在家(4) I (102010338)	姫路市北新在家二丁目(別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
城北新町(1) I (102010339)	姫路市城北新町三丁目(別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
城北新町(2) I (102010340)	姫路市城北新町三丁目(別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり
西延末 I (102010343)	姫路市西延末(別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
延末(1) I (102010344)	姫路市延末(別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
御立東(1)(2) I (102010347)	姫路市御立東二丁目(別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図141のとおり
古三昧 II (102010352)	姫路市山畑新田(別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図142のとおり
下手野(1) II (102010353)	姫路市下手野二丁目(別図143のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図143のとおり
砥堀 II (102010354)	姫路市砥堀(別図144のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図144のとおり
白国(1) II (102010355)	姫路市白国三丁目(別図145のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図145のとおり
白国(2) II (102010356)	姫路市白国四丁目(別図146のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図146のとおり
御立中 II (102010358)	姫路市御立中六丁目(別図147のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図147のとおり
御立北 II (102010359)	姫路市御立北一丁目(別図148のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図148のとおり
東坂(1) II (102010360)	姫路市書写(別図149のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図149のとおり

東坂(2)Ⅱ (102010361)	姫路市書写(別図150のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図150のとおり
書写Ⅱ (102010362)	姫路市書写(別図151のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図151のとおり
書写台Ⅱ (102010363)	姫路市書写台一丁目(別図152のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図152のとおり
砥堀Ⅲ (102010364)	姫路市砥堀(別図153のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図153のとおり
相野Ⅲ (102010379)	姫路市相野(別図154のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図154のとおり
飾西(1)Ⅲ (102010380)	姫路市飾西(別図155のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図155のとおり
飾西(2)Ⅲ (102010381)	姫路市飾西(別図156のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図156のとおり
川西(1)Ⅲ (102010383)	姫路市打越(別図157のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図157のとおり
川西(2)Ⅲ (102010384)	姫路市川西(別図158のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図158のとおり
新在家本町Ⅲ (102010385)	姫路市辻井九丁目(別図159のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図159のとおり
書写台(3)Ⅰ (102010479)	姫路市書写台一丁目(別図160のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図160のとおり
書写(6)Ⅰ (102010480)	姫路市書写(別図161のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図161のとおり
北平野(4)Ⅰ (102010481)	姫路市北平野二丁目、梅ヶ谷町(別図162のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図162のとおり
北新在家(5)Ⅱ (102010482)	姫路市北新在家三丁目、梅ヶ谷町(別図163のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図163のとおり
八代緑ヶ丘町(1)Ⅱ (102010483)	姫路市八代緑ヶ丘町、八代宮前町(別図164のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図164のとおり
西今宿(3)Ⅰ (102010484)	姫路市西今宿六丁目(別図165のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図165のとおり
白国(5)Ⅱ (102010485)	姫路市白国五丁目、白国(別図166のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図166のとおり
仁豊野(1)Ⅱ (102010486)	姫路市仁豊野、香寺町須加院(別図167のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図167のとおり
青山(4)Ⅰ (102010487)	姫路市青山(別図168のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図168のとおり
白国(6)Ⅰ (102010488)	姫路市白国五丁目、白国(別図169のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図169のとおり

北新在家(6)Ⅰ (102010489)	姫路市北新在家二丁目(別図170のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図170のとおり
北新在家(7)Ⅱ (102010490)	姫路市北新在家二丁目、新在家本町六丁目(別図171のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図171のとおり
西蒲田(5)Ⅲ (102010491)	姫路市広畑区西蒲田(別図172のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図172のとおり
馬谷(3)Ⅱ (102030239)	姫路市夢前町筋野(別図173のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図173のとおり
松之本(1)Ⅰ (102030240)	姫路市夢前町前之庄(別図174のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図174のとおり
みどり丘(1)Ⅰ (102030241)	姫路市夢前町前之庄(別図175のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図175のとおり
荒神山(3)Ⅰ (102030242)	姫路市夢前町前之庄(別図176のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図176のとおり
関cⅡ (102050148)	姫路市安富町関(別図177のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図177のとおり
末広oⅡ (102050149)	姫路市安富町末広(別図178のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図178のとおり
相野Ⅰ (202010015)	姫路市西脇(別図179のとおり)	土石流	別図179のとおり
打越奥谷Ⅰ (202010027)	姫路市打越(別図180のとおり)	土石流	別図180のとおり
奥新田川第2Ⅰ (202010030)	姫路市白鳥台三丁目(別図181のとおり)	土石流	別図181のとおり
刀出川第2Ⅰ (202010033)	姫路市書写(別図182のとおり)	土石流	別図182のとおり
今宿Ⅰ (202010040)	姫路市高岡新町(別図183のとおり)	土石流	別図183のとおり
東下手野川Ⅰ (202010041)	姫路市高岡新町(別図184のとおり)	土石流	別図184のとおり
井ノ口Ⅰ (202010051)	姫路市町坪(別図185のとおり)	土石流	別図185のとおり
苫編西Ⅰ (202010054)	姫路市苫編(別図186のとおり)	土石流	別図186のとおり
奥笹川第2Ⅱ (202010079)	姫路市打越(別図187のとおり)	土石流	別図187のとおり
奥笹川第3Ⅱ (202010080)	姫路市打越(別図188のとおり)	土石流	別図188のとおり

書写台三 I (202010121)	姫路市書写台二丁目 (別図189のとおり)	土石流	別図189のとおり
円教川 I (202010122)	姫路市書写 (別図190のとおり)	土石流	別図190のとおり
北山川 I (202010128)	姫路市御立北二丁目 (別図191のとおり)	土石流	別図191のとおり
大野川 I (202010133)	姫路市上大野七丁目 (別図192のとおり)	土石流	別図192のとおり
上大野 I (202010134)	姫路市上大野七丁目 (別図193のとおり)	土石流	別図193のとおり
大野東川 I (202010135)	姫路市上大野七丁目 (別図194のとおり)	土石流	別図194のとおり
白国西川 I (202010139)	姫路市白国五丁目 (別図195のとおり)	土石流	別図195のとおり
白国川第2 I (202010141)	姫路市白国四丁目 (別図196のとおり)	土石流	別図196のとおり
砥堀奥谷 I (202010153)	姫路市砥堀 (別図197のとおり)	土石流	別図197のとおり
大寿台南川 II (202010157)	姫路市上大野三丁目 (別図198のとおり)	土石流	別図198のとおり
大谷川 II (202010159)	姫路市砥堀 (別図199のとおり)	土石流	別図199のとおり
西庄北 III (202010160)	姫路市西庄 (別図200のとおり)	土石流	別図200のとおり
当田川左支溪 I (202050053)	姫路市安富町安志 (別図201のとおり)	土石流	別図201のとおり

(別図1から別図201までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第385号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
若狭野2 I (209000012)	相生市若狭野町若狭野 赤穂市有年牟礼 (別図1のとおり)	土石流	別図1のとおり

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置

いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第386号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
木生谷Ⅰ (113000001)	赤穂市木生谷（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
木生谷Ⅱ (113000002)	赤穂市木生谷（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
砂子Ⅰ (113000004)	赤穂市砂子（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
南野中(1)Ⅰ (113000006)	赤穂市南野中（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
加里屋(2)Ⅰ (113000010)	赤穂市加里屋（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
加里屋(3)Ⅰ (113000011)	赤穂市加里屋（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
加里屋(3)Ⅱ (113000014)	赤穂市加里屋（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
居村Ⅰ (113000015)	赤穂市新田（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
五軒屋Ⅰ (113000016)	赤穂市新田（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
居村Ⅱ (113000017)	赤穂市新田（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
御崎(3)(1)Ⅰ (113000023)	赤穂市御崎（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
高台(1)Ⅰ (113000025)	赤穂市御崎（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
三崎山Ⅰ (113000026)	赤穂市御崎（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
御崎(2)Ⅱ (113000028)	赤穂市御崎（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
東海Ⅲ (113000029)	赤穂市御崎（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

御崎Ⅲ (113000030)	赤穂市御崎 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
上浜市(1)Ⅰ (113000031)	赤穂市浜市 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
上浜市(2)Ⅰ (113000032)	赤穂市浜市 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
上浜市(3)Ⅰ (113000033)	赤穂市浜市 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
北野中(1)Ⅰ (113000035)	赤穂市北野中 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
北野中(2)Ⅰ (113000036)	赤穂市北野中 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
北野中(3)Ⅰ (113000037)	赤穂市北野中 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
北野中(4)Ⅰ (113000038)	赤穂市北野中 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
北野中(6)Ⅰ (113000040)	赤穂市北野中 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
北野中(1)Ⅲ (113000043)	赤穂市北野中 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
塩屋(1)Ⅰ (113000045)	赤穂市塩屋 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
塩屋(2)Ⅰ (113000046)	赤穂市塩屋 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
塩屋(3)Ⅰ (113000047)	赤穂市塩屋 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
塩屋(4)Ⅰ (113000048)	赤穂市塩屋 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
塩屋(5)Ⅰ (113000049)	赤穂市塩屋 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
塩屋(6)Ⅰ (113000050)	赤穂市塩屋 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
塩屋(8)Ⅰ (113000052)	赤穂市塩屋 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
塩屋(1)Ⅱ (113000054)	赤穂市塩屋 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
塩屋Ⅲ (113000058)	赤穂市塩屋 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
尾崎(1)Ⅰ (113000060)	赤穂市尾崎 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

尾崎(2) I (113000061)	赤穂市尾崎 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
高台(2) I (113000063)	赤穂市尾崎 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
尾崎(1) II (113000067)	赤穂市尾崎 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
尾崎(2) II (113000068)	赤穂市尾崎 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
尾崎(3) II (113000069)	赤穂市尾崎 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
潮見 I (113000073)	赤穂市坂越 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
東之町(1) I (113000074)	赤穂市坂越 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
東之町(2) I (113000075)	赤穂市坂越 (別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
坂越(1) I (113000076)	赤穂市坂越 (別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
坂越(2) I (113000077)	赤穂市坂越 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
北之町 I (113000078)	赤穂市坂越 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
洞竜(1) I (113000079)	赤穂市坂越 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
高谷 I (113000080)	赤穂市坂越 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
大泊(2) I (113000081)	赤穂市坂越 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
山根 I (113000082)	赤穂市坂越 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
大黒(1) II (113000084)	赤穂市坂越 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
下高谷 II (113000086)	赤穂市坂越 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
大泊(1) II (113000087)	赤穂市坂越 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
大泊(2) II (113000088)	赤穂市坂越 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
大泊(3) II (113000089)	赤穂市坂越 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり

三軒家(1) I (113000090)	赤穂市有年櫛原(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
三軒家(2) I (113000091)	赤穂市有年櫛原(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
山手(1) I (113000092)	赤穂市東有年(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
山手(2) I (113000093)	赤穂市東有年(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
田中 I (113000094)	赤穂市有年原(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
有年横尾(2) I (113000095)	赤穂市有年横尾(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
谷口 I (113000096)	赤穂市有年横尾(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
有年横尾(1) I (113000097)	赤穂市有年横尾(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
富原(1) I (113000098)	赤穂市中山(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
富原(2) I (113000099)	赤穂市中山(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
中山(1) I (113000100)	赤穂市中山(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
中山(2) I (113000101)	赤穂市中山(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
門前(2) I (113000102)	赤穂市真殿(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
門前(1) I (113000103)	赤穂市真殿(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
御蔵 I (113000104)	赤穂市周世(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
清水(1) I (113000105)	赤穂市目坂(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
目坂(2) I (113000108)	赤穂市目坂(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
大津(1) I (113000109)	赤穂市大津(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
大津(2) I (113000110)	赤穂市大津(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
船渡 I (113000111)	赤穂市大津(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり

鷗和(2) I (113000113)	赤穂市鷗和 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
本町(1) I (113000114)	赤穂市福浦 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
朶山 I (113000115)	赤穂市福浦 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
大泊(1) I (113000116)	赤穂市福浦 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
古池(1) I (113000117)	赤穂市福浦 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
福浦(1) I (113000118)	赤穂市福浦 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
新田 I (113000119)	赤穂市福浦 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
黒尾 I (113000121)	赤穂市有年牟礼 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
山田 I (113000122)	赤穂市有年牟礼 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
有年横尾(3) I (113000123)	赤穂市有年横尾 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
有年横尾(4) I (113000124)	赤穂市有年横尾 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
横山(1) I (113000125)	赤穂市西有年 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
横山(2) I (113000126)	赤穂市西有年 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
中山(3) I (113000127)	赤穂市中山 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
林(1) I (113000128)	赤穂市林(別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
入相 I (113000129)	赤穂市周世 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
下高野 I (113000132)	赤穂市高野 (別図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
大鹿谷(1) I (113000133)	赤穂市木津 (別図93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
大鹿谷(3) I (113000135)	赤穂市木津 (別図94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
大鹿谷(4) I (113000136)	赤穂市木津 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり

大鹿谷(5) I (113000137)	赤穂市木津(別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
大鹿谷(6) I (113000138)	赤穂市木津(別図97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
大津(4) I (113000139)	赤穂市大津(別図98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
神保 I (113000140)	赤穂市大津(別図99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
大津(3) I (113000141)	赤穂市大津(別図100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
鷗和(3) I (113000142)	赤穂市鷗和(別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
本町(2) I (113000143)	赤穂市福浦(別図102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
八軒屋(1) I (113000144)	赤穂市福浦(別図103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
中所 II (113000146)	赤穂市有年檜原(別図104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
蔵田 II (113000147)	赤穂市真殿(別図105のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
野田 II (113000149)	赤穂市有年檜原(別図106のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
上所 II (113000150)	赤穂市有年檜原(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
三軒家 II (113000151)	赤穂市有年檜原(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
新田(1) II (113000152)	赤穂市有年檜原(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
新田(2) II (113000153)	赤穂市有年檜原(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
新田(3) II (113000154)	赤穂市有年檜原(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
黒尾 II (113000156)	赤穂市有年牟礼(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
有年横尾 II (113000157)	赤穂市有年横尾(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
上組 II (113000159)	赤穂市西有年(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
横山(1) II (113000160)	赤穂市西有年(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり

横山(2)Ⅱ (113000161)	赤穂市西有年(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
横山(3)Ⅱ (113000162)	赤穂市西有年(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
横山(4)Ⅱ (113000163)	赤穂市西有年(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
片山Ⅱ (113000165)	赤穂市東有年(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
中山(2)Ⅱ (113000167)	赤穂市中山(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
御蔵(2)Ⅱ (113000170)	赤穂市周世(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
上高野Ⅱ (113000172)	赤穂市高野(別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
下高野Ⅱ (113000173)	赤穂市高野(別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
田端(1)Ⅱ (113000174)	赤穂市高野(別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
大鹿谷(1)Ⅱ (113000176)	赤穂市木津(別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
大鹿谷(2)Ⅱ (113000177)	赤穂市木津(別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
大鹿谷(3)Ⅱ (113000178)	赤穂市木津(別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
船渡(1)Ⅱ (113000179)	赤穂市大津(別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
船渡(2)Ⅱ (113000180)	赤穂市大津(別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
北ノ台(2)Ⅱ (113000182)	赤穂市鷗和(別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり
真木(1)Ⅱ (113000183)	赤穂市鷗和(別図131のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
大泊(4)Ⅱ (113000186)	赤穂市福浦(別図132のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
有年横尾Ⅲ (113000195)	赤穂市有年横尾(別図133のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
上組(2)Ⅲ (113000201)	赤穂市西有年(別図134のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
横山(4)Ⅲ (113000206)	赤穂市西有年(別図135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり

上菅生Ⅲ (113000212)	赤穂市東有年(別図136のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
中山Ⅲ (113000213)	赤穂市中山(別図137のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
高雄(1)Ⅲ (113000218)	赤穂市高雄(別図138のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図138のとおり
山田Ⅲ (113000223)	赤穂市木津(別図139のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図139のとおり
神保Ⅲ (113000229)	赤穂市大津(別図140のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図140のとおり
大泊Ⅲ (113000236)	赤穂市福浦(別図141のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図141のとおり
有年横尾(6) (113000245)	赤穂市有年横尾(別図142のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図142のとおり
折方川(1)Ⅱ (213000009)	赤穂市折方(別図143のとおり)	土石流	別図143のとおり
折方川(2)Ⅱ (213000010)	赤穂市折方(別図144のとおり)	土石流	別図144のとおり
尾崎川Ⅰ (213000012)	赤穂市尾崎(別図145のとおり)	土石流	別図145のとおり
坪江川Ⅰ (213000017)	赤穂市坂越(別図146のとおり)	土石流	別図146のとおり
有年檜原(2)Ⅰ (213000028)	赤穂市有年檜原(別図147のとおり)	土石流	別図147のとおり
下高野川Ⅰ (213000039)	赤穂市高野(別図148のとおり)	土石流	別図148のとおり
大鹿谷川Ⅰ (213000045)	赤穂市木津(別図149のとおり)	土石流	別図149のとおり
柿山川Ⅱ (213000049)	赤穂市大津(別図150のとおり)	土石流	別図150のとおり

(別図1から別図150までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第387号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
落地Ⅱ (138000209)	赤穂市西有年 赤穂郡上郡町落地（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
飯坂(1)Ⅲ (138000212)	赤穂市西有年 赤穂郡上郡町落地（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

（別図1及び別図2は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所、赤穂市役所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第388号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
山本Ⅰ (124050002)	丹波市山南町山本（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
応地Ⅰ (124050003)	丹波市山南町応地（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
和田(1)Ⅰ (124050004)	丹波市山南町和田（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
和田(3)Ⅰ (124050005)	丹波市山南町和田（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
和田(4)Ⅰ (124050006)	丹波市山南町和田（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
和田(2)Ⅰ (124050007)	丹波市山南町和田（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
北和田(3)Ⅰ (124050008)	丹波市山南町北和田（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
北和田(2)Ⅰ (124050009)	丹波市山南町北和田（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
北和田(1)Ⅰ (124050010)	丹波市山南町北和田（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
小新屋(1)Ⅰ (124050011)	丹波市山南町小新屋（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

梶 I (124050012)	丹波市山南町梶 (別図11の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
小新屋(2) I (124050013)	丹波市山南町小新屋 (別図 12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
岩屋(1) I (124050014)	丹波市山南町岩屋 (別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
岩屋(2) I (124050015)	丹波市山南町岩屋 (別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
岩屋(3) I (124050016)	丹波市山南町岩屋 (別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
岩屋(4) I (124050017)	丹波市山南町岩屋 (別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
野坂 I (124050018)	丹波市山南町野坂 (別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
野坂(3) I (124050020)	丹波市山南町野坂 (別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
井原 I (124050022)	丹波市山南町井原 (別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
松ヶ端 I (124050023)	丹波市山南町玉巻 (別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
池谷(2) I (124050024)	丹波市山南町池谷 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
池谷 I (124050025)	丹波市山南町池谷 (別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
北太田(1) I (124050026)	丹波市山南町北太田 (別図 23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
畑内 I (124050027)	丹波市山南町畑内 (別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
畑内(2) I (124050028)	丹波市山南町畑内 (別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
太田 I (124050029)	丹波市山南町太田 (別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
篠場 I (124050030)	丹波市山南町篠場 (別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
下滝(2) I (124050031)	丹波市山南町下滝 (別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
下滝(3) I (124050032)	丹波市山南町下滝 (別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
下滝 I (124050033)	丹波市山南町下滝 (別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり

下滝(4) I (124050034)	丹波市山南町下滝 (別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
青田 I (124050035)	丹波市山南町青田 (別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
上滝(1) I (124050036)	丹波市山南町上滝 (別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
上滝(3) I (124050038)	丹波市山南町上滝 (別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
上滝(4) I (124050039)	丹波市山南町上滝 (別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
上滝(5) I (124050040)	丹波市山南町下滝 (別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
上滝(6) I (124050041)	丹波市山南町上滝 (別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
阿草(2) I (124050042)	丹波市山南町阿草 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
阿草(1) I (124050043)	丹波市山南町阿草 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
阿草(3) I (124050044)	丹波市山南町阿草 (別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
谷川山田 I (124050045)	丹波市山南町谷川 (別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
西谷(1) II (124050046)	丹波市山南町西谷 (別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
西谷(2) II (124050047)	丹波市山南町西谷 (別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
西谷(3) II (124050048)	丹波市山南町西谷 (別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
山本 II (124050049)	丹波市山南町小畑 (別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
小畑(1) II (124050050)	丹波市山南町小畑 (別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
小畑(2) II (124050051)	丹波市山南町小畑 (別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
富田 II (124050052)	丹波市山南町小野尻 (別図 48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
坂尻 II (124050054)	丹波市山南町坂尻 (別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
和田(1) II (124050055)	丹波市山南町和田 (別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり

和田(2)Ⅱ (124050056)	丹波市山南町和田(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
小野尻(1)Ⅱ (124050057)	丹波市山南町小野尻(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
小野尻(2)Ⅱ (124050058)	丹波市山南町小野尻(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
小新屋Ⅱ (124050060)	丹波市山南町小新屋(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
梶Ⅱ (124050061)	丹波市山南町梶(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
草部(1)Ⅱ (124050062)	丹波市山南町草部(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
草部(2)Ⅱ (124050063)	丹波市山南町草部(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
岩屋(1)Ⅱ (124050064)	丹波市山南町岩屋(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
岩屋(3)Ⅱ (124050066)	丹波市山南町岩屋(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
岩屋(4)Ⅱ (124050067)	丹波市山南町岩屋(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
山崎(1)Ⅱ (124050068)	丹波市山南町山崎(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
玉巻Ⅱ (124050071)	丹波市山南町玉巻(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
岡本Ⅱ (124050072)	丹波市山南町岡本(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
北太田(1)Ⅱ (124050073)	丹波市山南町北太田(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
北太田(2)Ⅱ (124050074)	丹波市山南町北太田(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
北太田(4)Ⅱ (124050076)	丹波市山南町北太田(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
北太田(5)Ⅱ (124050077)	丹波市山南町北太田(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
北太田(6)Ⅱ (124050078)	丹波市山南町北太田(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
太田Ⅱ (124050079)	丹波市山南町太田(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
篠場Ⅱ (124050080)	丹波市山南町篠場(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり

下滝(1)Ⅱ (124050081)	丹波市山南町下滝(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
下滝(2)Ⅱ (124050082)	丹波市山南町下滝(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
上滝(1)Ⅱ (124050083)	丹波市山南町上滝(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
上滝(2)Ⅱ (124050084)	丹波市山南町上滝(別図74 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
上滝(3)Ⅱ (124050085)	丹波市山南町上滝(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
上滝(4)Ⅱ (124050086)	丹波市山南町上滝(別図76 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
上滝(5)Ⅱ (124050087)	丹波市山南町上滝(別図77 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
阿草(1)Ⅱ (124050088)	丹波市山南町阿草(別図78 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
阿草(2)Ⅱ (124050089)	丹波市山南町阿草(別図79 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
阿草(3)Ⅱ (124050090)	丹波市山南町阿草(別図80 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
阿草(4)Ⅱ (124050091)	丹波市山南町阿草(別図81 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
阿草(5)Ⅱ (124050092)	丹波市山南町阿草(別図82 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
阿草(6)Ⅱ (124050093)	丹波市山南町阿草(別図83 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
阿草(7)Ⅱ (124050094)	丹波市山南町阿草(別図84 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
谷川山田(1)Ⅱ (124050095)	丹波市山南町谷川(別図85 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
谷川山田(2)Ⅱ (124050096)	丹波市山南町谷川(別図86 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり
谷川山田(3)Ⅱ (124050097)	丹波市山南町谷川(別図87 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
笛路(1)Ⅱ (124050098)	丹波市山南町谷川(別図88 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
笛路(2)Ⅱ (124050099)	丹波市山南町谷川(別図89 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
谷川山田(4)Ⅱ (124050100)	丹波市山南町谷川(別図90 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり

谷川山田(5)Ⅱ (124050101)	丹波市山南町谷川(別図91 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
谷川山田(6)Ⅱ (124050102)	丹波市山南町谷川(別図92 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
谷川山田(7)Ⅱ (124050103)	丹波市山南町谷川(別図93 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
谷川山田(3)Ⅲ (124050104)	丹波市山南町谷川(別図94 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
谷川山田(9)Ⅱ (124050105)	丹波市山南町谷川(別図95 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
谷川山田(10)Ⅱ (124050106)	丹波市山南町谷川(別図96 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
西谷(1)Ⅲ (124050107)	丹波市山南町西谷(別図97 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
西谷(2)Ⅲ (124050108)	丹波市山南町西谷(別図98 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
小畑Ⅲ (124050109)	丹波市山南町小畑(別図99 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
五ヶ野(1)Ⅲ (124050110)	丹波市山南町五ヶ野(別図 100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
五ヶ野(2)Ⅲ (124050111)	丹波市山南町五ヶ野(別図 101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
北和田Ⅲ (124050112)	丹波市山南町北和田(別図 102のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
小野尻(1)Ⅲ (124050113)	丹波市山南町小野尻(別図 103のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
小野尻(2)Ⅲ (124050114)	丹波市山南町小野尻(別図 104のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
梶Ⅲ (124050115)	丹波市山南町梶(別図105の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
草部Ⅲ (124050116)	丹波市山南町草部(別図106 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり
岩屋(1)Ⅲ (124050117)	丹波市山南町岩屋(別図107 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
岩屋(2)Ⅲ (124050118)	丹波市山南町岩屋(別図108 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
岩屋(3)Ⅲ (124050119)	丹波市山南町岩屋(別図109 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
岩屋(4)Ⅲ (124050120)	丹波市山南町岩屋(別図110 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり

奥野々Ⅲ (124050121)	丹波市山南町奥野々(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
岡本Ⅲ (124050122)	丹波市山南町岡本(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
北太田(1)Ⅲ (124050123)	丹波市山南町北太田(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
北太田(2)Ⅲ (124050124)	丹波市山南町北太田(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
北太田(3)Ⅲ (124050125)	丹波市山南町北太田(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
篠場(1)Ⅲ (124050126)	丹波市山南町篠場(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
篠場(2)Ⅲ (124050127)	丹波市山南町篠場(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
下滝Ⅲ (124050128)	丹波市山南町下滝(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
青田Ⅲ (124050129)	丹波市山南町青田(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
上滝(1)Ⅲ (124050130)	丹波市山南町上滝(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
上滝(3)Ⅲ (124050132)	丹波市山南町上滝(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
上滝(4)Ⅲ (124050133)	丹波市山南町上滝(別図122のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図122のとおり
上滝(5)Ⅲ (124050134)	丹波市山南町上滝(別図123のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図123のとおり
阿草(1)Ⅲ (124050135)	丹波市山南町阿草(別図124のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図124のとおり
阿草(2)Ⅲ (124050136)	丹波市山南町阿草(別図125のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図125のとおり
阿草(3)Ⅲ (124050137)	丹波市山南町阿草(別図126のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図126のとおり
阿草(4)Ⅲ (124050138)	丹波市山南町阿草(別図127のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図127のとおり
阿草(5)Ⅲ (124050139)	丹波市山南町阿草(別図128のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図128のとおり
谷川山田(1)Ⅲ (124050140)	丹波市山南町谷川(別図129のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図129のとおり
笛路Ⅲ (124050141)	丹波市山南町谷川(別図130のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図130のとおり

谷川山田(2)Ⅲ (124050142)	丹波市山南町谷川(別図131 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図131のとおり
下滝(5)Ⅰ (124050144)	丹波市山南町下滝(別図132 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図132のとおり
野坂(4)Ⅰ (124050145)	丹波市山南町野坂(別図133 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図133のとおり
篠場(2)Ⅱ (124050146)	丹波市山南町篠場(別図134 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図134のとおり
小野尻(4)Ⅱ (124050147)	丹波市山南町小野尻(別図 135のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図135のとおり
若林Ⅲ (124050148)	丹波市山南町若林(別図136 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図136のとおり
奥Ⅲ (124050149)	丹波市山南町奥(別図137の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図137のとおり
小野尻大谷川Ⅰ (224050015)	丹波市山南町小野尻(別図 138のとおり)	土石流	別図138のとおり
三組尾川Ⅰ (224050017)	丹波市山南町小野尻(別図 139のとおり)	土石流	別図139のとおり
西山川Ⅰ (224050018)	丹波市山南町小新屋(別図 140のとおり)	土石流	別図140のとおり
観音寺川Ⅰ (224050019)	丹波市山南町小新屋(別図 141のとおり)	土石流	別図141のとおり
石坂川Ⅰ (224050024)	丹波市山南町上滝(別図142 のとおり)	土石流	別図142のとおり
篠西川Ⅰ (224050031)	丹波市山南町篠場(別図143 のとおり)	土石流	別図143のとおり
ウチガネ川Ⅰ (224050032)	丹波市山南町篠場(別図144 のとおり)	土石流	別図144のとおり
マタニ川Ⅰ (224050034)	丹波市山南町北太田(別図 145のとおり)	土石流	別図145のとおり
北太田谷川Ⅰ (224050035)	丹波市山南町北太田(別図 146のとおり)	土石流	別図146のとおり
奥野々1谷Ⅰ (224050039)	丹波市山南町奥野々(別図 147のとおり)	土石流	別図147のとおり
柏原谷川Ⅰ (224050041)	丹波市山南町玉巻(別図148 のとおり)	土石流	別図148のとおり
村森谷Ⅰ (224050046)	丹波市山南町村森(別図149 のとおり)	土石流	別図149のとおり
西大谷川Ⅰ (224050055)	丹波市山南町野坂(別図150 のとおり)	土石流	別図150のとおり

西阿草川Ⅰ (224050058)	丹波市山南町阿草(別図151 のとおり)	土石流	別図151のとおり
垣内川Ⅰ (224050066)	丹波市山南町谷川(別図152 のとおり)	土石流	別図152のとおり
奥山谷川Ⅰ (224050067)	丹波市山南町谷川(別図153 のとおり)	土石流	別図153のとおり
生合谷川Ⅰ (224050068)	丹波市山南町谷川(別図154 のとおり)	土石流	別図154のとおり
笛路川Ⅰ (224050069)	丹波市山南町谷川(別図155 のとおり)	土石流	別図155のとおり
野田川Ⅰ (224050070)	丹波市山南町谷川(別図156 のとおり)	土石流	別図156のとおり
山田川Ⅱ (224050071)	丹波市山南町応地(別図157 のとおり)	土石流	別図157のとおり
南谷Ⅱ (224050075)	丹波市山南町山本(別図158 のとおり)	土石流	別図158のとおり
坂尻川(1)Ⅱ (224050076)	丹波市山南町坂尻(別図159 のとおり)	土石流	別図159のとおり
坂尻川(2)Ⅱ (224050078)	丹波市山南町山本(別図160 のとおり)	土石流	別図160のとおり
大谷川Ⅱ (224050080)	丹波市山南町西谷(別図161 のとおり)	土石流	別図161のとおり
小野尻川(2)Ⅱ (224050082)	丹波市山南町小野尻(別図 162のとおり)	土石流	別図162のとおり
小新屋川Ⅱ (224050083)	丹波市山南町小新屋(別図 163のとおり)	土石流	別図163のとおり
ヒワガ谷Ⅱ (224050110)	丹波市山南町大谷(別図164 のとおり)	土石流	別図164のとおり
イボ谷Ⅱ (224050111)	丹波市山南町谷川(別図165 のとおり)	土石流	別図165のとおり
弓貫川Ⅱ (224050117)	丹波市山南町谷川(別図166 のとおり)	土石流	別図166のとおり

(別図1から別図166までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、丹波県民局丹波土木事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第389号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
野旦田 I (106010026)	洲本市千草甲（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
千草甲 I (106010027)	洲本市千草甲（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
野旦田(2) I (106010028)	洲本市千草甲（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
東 I (106010029)	洲本市千草乙（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
野旦田(1) II (106010030)	洲本市千草甲（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
野旦田(2) II (106010031)	洲本市千草甲（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
野旦田(3) II (106010032)	洲本市千草甲（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
千草己東(1) II (106010033)	洲本市千草己（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
千草己東(2) II (106010034)	洲本市千草己（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
上田原(1) II (106010035)	洲本市千草乙（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
猪鼻(1) II (106010037)	洲本市千草丙（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
猪鼻(2) II (106010038)	洲本市千草丙（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
千草己東(1) III (106010039)	洲本市千草乙（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
千草己東(2) III (106010040)	洲本市千草乙（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
猪鼻(1) III (106010041)	洲本市千草丙（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
猪鼻(2) III (106010042)	洲本市千草丙（別図16のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
千草丙 III (106010043)	洲本市千草丙（別図17のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
奥畑(1) II (106010065)	洲本市奥畑（別図18のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり

奥畑(2)Ⅱ (106010066)	洲本市奥畑(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
奥畑(3)Ⅱ (106010067)	洲本市奥畑(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
池内Ⅰ (106010087)	洲本市池内(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
池内Ⅱ (106010088)	洲本市池内(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
大野Ⅲ (106010090)	洲本市大野(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
池内Ⅲ (106010092)	洲本市池内(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
池田Ⅲ (106010093)	洲本市池田(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
鮎屋Ⅰ (106010138)	洲本市鮎屋(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
鮎屋Ⅱ (106010139)	洲本市鮎屋(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
納原(1)Ⅱ (106010163)	洲本市納(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
納原(2)Ⅱ (106010164)	洲本市納(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
納(1)Ⅱ (106010165)	洲本市納(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
納(2)Ⅱ (106010166)	洲本市納(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
奥畑(1) (106020176)	洲本市奥畑(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
奥畑(2) (106020177)	洲本市奥畑(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
奥畑(3) (106020178)	洲本市奥畑(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
奥畑(4) (106020179)	洲本市奥畑(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
奥畑(6) (106020181)	洲本市奥畑(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
奥畑(7) (106020182)	洲本市奥畑(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
奥畑(10) (106020185)	洲本市奥畑(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり

奥畑(11) (106020186)	洲本市奥畑(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
納(1) (106020213)	洲本市納(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
納(2) (106020214)	洲本市納(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
金屋(1) (106020231)	洲本市金屋(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
金屋(2) (106020232)	洲本市金屋(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
千草甲(1) (106020243)	洲本市千草甲(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
千草庚(1) (106020245)	洲本市千草庚(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
千草庚(2) (106020246)	洲本市千草庚(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
千草庚(3) (106020247)	洲本市千草庚(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
千草庚(4) (106020248)	洲本市千草庚(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
千草庚(5) (106020249)	洲本市千草庚(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
鮎屋(1) (106020262)	洲本市鮎屋(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
鮎屋(2) (106020263)	洲本市鮎屋(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
池内(1) (106020264)	洲本市池内(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
千草乙(1) (106020265)	洲本市千草乙(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
千草乙(2) (106020266)	洲本市千草乙(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
千草丙(1) (106020267)	洲本市千草丙(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
千草丙(2) (106020268)	洲本市千草丙(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
千草丙(3) (106020269)	洲本市千草丙(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
千草丙(4) (106020270)	洲本市千草丙(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり

千草丙(5) (106020271)	洲本市千草丙(別図59のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
千草丙(6) (106020272)	洲本市千草丙(別図60のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
千草丙(7) (106020273)	洲本市千草丙(別図61のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
千草丁(3) (106020276)	洲本市千草丁(別図62のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
千草丁(5) (106020278)	洲本市千草丁(別図63のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
千草丁(6) (106020279)	洲本市千草丁(別図64のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
千草戊(1) (106020280)	洲本市千草戊(別図65のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
千草戊(2) (106020281)	洲本市千草戊(別図66のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
千草戊(3) (106020282)	洲本市千草戊(別図67のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
奥畑(12) (106020341)	洲本市奥畑(別図68のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
千草丙(9) (106020342)	洲本市千草丙(別図69のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
猪鼻中谷Ⅱ (206010003)	洲本市千草丙(別図70のと おり)	土石流	別図70のとおり
猪鼻東谷Ⅱ (206010004)	洲本市千草丙(別図71のと おり)	土石流	別図71のとおり
千草戊南谷Ⅱ (206010006)	洲本市千草戊(別図72のと おり)	土石流	別図72のとおり
千草己谷Ⅱ (206010008)	洲本市千草己(別図73のと おり)	土石流	別図73のとおり
奥畑西谷Ⅱ (206010018)	洲本市奥畑(別図74のと おり)	土石流	別図74のとおり
池田東谷Ⅰ (206010024)	洲本市池田(別図75のと おり)	土石流	別図75のとおり
奥畑南谷Ⅱ (206010038)	洲本市納(別図76のと おり)	土石流	別図76のとおり
千草己(1) (206020031)	洲本市千草己(別図77のと おり)	土石流	別図77のとおり
千草己(2) (206020032)	洲本市千草己(別図78のと おり)	土石流	別図78のとおり

(別図1から別図78までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第390号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
三ツ川 I (106010170)	洲本市由良町内田（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
由良町内田(1) I (106010171)	洲本市由良町内田（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
由良町内田(2) I (106010172)	洲本市由良町内田（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
天川 I (106010173)	洲本市由良町由良（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
由良町由良(4) I (106010174)	洲本市由良町由良（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
由良 I (106010175)	洲本市由良町由良四丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
由良江後(2) I (106010176)	洲本市由良町由良四丁目（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
由良町由良(1) I (106010177)	洲本市由良町由良（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
由良江後 I (106010178)	洲本市由良町由良三丁目（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
由良町由良(2) I (106010179)	洲本市由良町由良（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
由良紺屋町 I (106010180)	洲本市由良町由良（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
由良観音寺 I (106010181)	洲本市由良町由良二丁目（別図12のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
由良中野町(2) I (106010182)	洲本市由良町由良（別図13のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
由良町由良(3) I (106010183)	洲本市由良町由良（別図14のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
由良婦野谷 I (106010184)	洲本市由良町由良（別図15のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり

由良中野町(3)Ⅰ (106010185)	洲本市由良町由良一丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
由良中野町(4)Ⅰ (106010186)	洲本市由良町由良(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
由良佐毘Ⅰ (106010187)	洲本市由良町由良(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
由良町内田(1)Ⅱ (106010188)	洲本市由良町内田(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
由良町内田(2)Ⅱ (106010189)	洲本市由良町内田(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
由良婦野谷Ⅱ (106010190)	洲本市由良町由良(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
由良町由良(1)Ⅱ (106010191)	洲本市由良町由良(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
由良佐毘Ⅱ (106010193)	洲本市由良町由良(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
由良佐毘(3)Ⅱ (106010194)	洲本市由良町由良(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
由良町由良(2)Ⅱ (106010195)	洲本市由良町由良(別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
由良町由良(3)Ⅱ (106010196)	洲本市由良町由良(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
由良町由良(4)Ⅱ (106010197)	洲本市由良町由良(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
由良町内田Ⅲ (106010198)	洲本市由良町内田(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
由良町由良(1)Ⅲ (106010199)	洲本市由良町由良(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
由良町由良(2)Ⅲ (106010200)	洲本市由良町由良(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
由良町由良(3)Ⅲ (106010201)	洲本市由良町由良(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
由良町由良(4)Ⅲ (106010202)	洲本市由良町由良(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
由良町由良(5)Ⅲ (106010203)	洲本市由良町由良(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
由良町由良(6)Ⅲ (106010204)	洲本市由良町由良(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
中津川組(1)Ⅰ (106010205)	洲本市中津川組(別図35の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり

相川組(1)Ⅰ (106010206)	洲本市相川組(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
相川組(3)Ⅰ (106010207)	洲本市相川組(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
畑田組Ⅰ (106010208)	洲本市畑田組(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
中津川組(1)Ⅱ (106010209)	洲本市中津川組(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
中津川組(2)Ⅱ (106010210)	洲本市中津川組(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
相川組(1)Ⅱ (106010211)	洲本市相川組(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
相川組(2)Ⅱ (106010212)	洲本市相川組(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
畑田組Ⅱ (106010213)	洲本市畑田組(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
畑田組Ⅲ (106010214)	洲本市畑田組(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
由良(22) (106020284)	洲本市由良町由良(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
畑田組(2) (106020285)	洲本市畑田組(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
内田(1) (106020286)	洲本市由良町内田(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
内田(3) (106020288)	洲本市由良町内田(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
内田(4) (106020289)	洲本市由良町内田(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
内田(5) (106020290)	洲本市由良町内田(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
内田(6) (106020291)	洲本市由良町内田(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
内田(7) (106020292)	洲本市由良町内田(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
内田(10) (106020295)	洲本市由良町内田(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
由良(3) (106020299)	洲本市由良町由良(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
由良(5) (106020301)	洲本市由良町由良(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり

由良(6) (106020302)	洲本市由良町由良(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
由良(7) (106020303)	洲本市由良町由良(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
由良(8) (106020304)	洲本市由良町由良(別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
由良(9) (106020305)	洲本市由良町由良(別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
由良(10) (106020306)	洲本市由良町由良(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
由良(11) (106020307)	洲本市由良町由良(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
由良(12) (106020308)	洲本市由良町由良(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
由良(13) (106020309)	洲本市由良町由良(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
由良(15) (106020311)	洲本市由良町由良(別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
由良(16) (106020312)	洲本市由良町由良(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
由良(17) (106020313)	洲本市由良町由良(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
由良(19) (106020315)	洲本市由良町由良(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
由良3丁目(1) (106020318)	洲本市由良3丁目(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
中津川組(2) (106020320)	洲本市中津川組(別図69の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
中津川組(4) (106020322)	洲本市中津川組(別図70の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
相川組(1) (106020323)	洲本市相川組(別図71のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
相川組(2) (106020324)	洲本市相川組(別図72のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
相川組(3) (106020325)	洲本市相川組(別図73のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
相川組(4) (106020326)	洲本市相川組(別図74のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
相川組(6) (106020328)	洲本市相川組(別図75のと おり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり

相川組(7) (106020329)	洲本市相川組(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
畑田組(1) (106020330)	洲本市畑田組(別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
内田(12) (106020333)	洲本市由良町内田(別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
由良(23) (106020334)	洲本市由良町由良(別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
由良(24) (106020335)	洲本市由良町由良(別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
内田(13) (106020336)	洲本市由良町内田(別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
空所谷Ⅰ (206010040)	洲本市由良町由良(別図82のとおり)	土石流	別図82のとおり
内田谷Ⅱ (206010045)	洲本市由良町内田(別図83のとおり)	土石流	別図83のとおり
亀谷Ⅱ (206010048)	洲本市由良町由良(別図84のとおり)	土石流	別図84のとおり
中津川南谷Ⅱ (206010052)	洲本市中津川組(別図85のとおり)	土石流	別図85のとおり
相川西谷Ⅱ (206010055)	洲本市相川組(別図86のとおり)	土石流	別図86のとおり
由良(1) (206020035)	洲本市由良町由良(別図87のとおり)	土石流	別図87のとおり
由良(2) (206020036)	洲本市由良町由良(別図88のとおり)	土石流	別図88のとおり
由良(3) (206020037)	洲本市由良町由良(別図89のとおり)	土石流	別図89のとおり

(別図1から別図89までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第391号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

山添(1) (125010038)	南あわじ市山添(別図1の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
----------------------	-----------------------	---------	---------

(別図1は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備えて縦覧に供する。)



兵庫県告示第392号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
本村 I (125020003)	南あわじ市津井(別図1の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
西本村 I (125020004)	南あわじ市津井(別図2の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
西本村(2) I (125020005)	南あわじ市津井(別図3の とおりに)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
伊加利山口 I (125020006)	南あわじ市伊加利(別図4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
湯ノ河(1) I (125020007)	南あわじ市伊加利(別図5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
志知川 I (125020008)	南あわじ市阿那賀志知川 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
小磯 I (125020010)	南あわじ市阿那賀(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小木場 I (125020011)	南あわじ市阿那賀(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
木場(1) I (125020012)	南あわじ市阿那賀(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
木場(2) I (125020013)	南あわじ市阿那賀(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
北栄(2) I (125020014)	南あわじ市阿那賀(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
北栄(3) I (125020015)	南あわじ市阿那賀(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
南 I (125020016)	南あわじ市阿那賀(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり

北栄(1)(1) I (125020017)	南あわじ市阿那賀(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
北栄(4) I (125020018)	南あわじ市阿那賀(別図15 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
伊毘(2) I (125020019)	南あわじ市阿那賀(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
伊毘 I (125020020)	南あわじ市阿那賀(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
伊毘(3) I (125020021)	南あわじ市阿那賀(別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
伊毘(4) I (125020022)	南あわじ市阿那賀(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
北栄(1)(2) I (125020023)	南あわじ市阿那賀(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
松帆櫛田 II (125020024)	南あわじ市松帆櫛田(別図 21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
志知飯山寺 II (125020026)	南あわじ市志知口(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
志知奥(1) II (125020027)	南あわじ市志知奥(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
志知奥(2) II (125020028)	南あわじ市志知奥(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
志知 II (125020029)	南あわじ市志知飯山寺(別 図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
津井中央 II (125020030)	南あわじ市津井(別図26の のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
本村 II (125020031)	南あわじ市津井(別図27の のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
西本村(1) II (125020032)	南あわじ市津井(別図28の のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
西本村(2) II (125020033)	南あわじ市津井(別図29の のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
西本村(3) II (125020034)	南あわじ市津井(別図30の のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
伊加利仲野(1) II (125020035)	南あわじ市伊加利(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
伊加利仲野(2) II (125020036)	南あわじ市伊加利(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
伊加利仲野(3) II (125020037)	南あわじ市伊加利(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり

伊加利仲野(4)Ⅱ (125020038)	南あわじ市伊加利(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
伊加利仲野(5)Ⅱ (125020039)	南あわじ市伊加利(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
伊加利仲野(6)Ⅱ (125020040)	南あわじ市伊加利(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大唐原Ⅱ (125020041)	南あわじ市伊加利(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
伊加利本村(1)Ⅱ (125020042)	南あわじ市伊加利(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
伊加利本村(2)Ⅱ (125020043)	南あわじ市伊加利(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
伊加利山口(1)Ⅱ (125020044)	南あわじ市伊加利(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
伊加利山口(2)Ⅱ (125020045)	南あわじ市伊加利(別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
伊加利山口(3)Ⅱ (125020046)	南あわじ市伊加利(別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
伊加利山口(4)Ⅱ (125020047)	南あわじ市伊加利(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
伊加利山口(5)Ⅱ (125020048)	南あわじ市伊加利(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
湯ノ河(2)Ⅱ (125020049)	南あわじ市伊加利(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
阿那賀西路(1)Ⅱ (125020050)	南あわじ市阿那賀西路(別 図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
阿那賀西路(2)Ⅱ (125020051)	南あわじ市阿那賀西路(別 図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
阿那賀西路(3)Ⅱ (125020052)	南あわじ市阿那賀西路(別 図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
阿那賀Ⅱ (125020053)	南あわじ市阿那賀(別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
北栄(1)Ⅱ (125020054)	南あわじ市阿那賀(別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
北栄(2)Ⅱ (125020055)	南あわじ市阿那賀(別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
北栄(3)Ⅱ (125020056)	南あわじ市阿那賀(別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
伊毘(1)Ⅱ (125020057)	南あわじ市阿那賀(別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり

伊毘(2)Ⅱ (125020058)	南あわじ市阿那賀(別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
志知口Ⅲ (125020060)	南あわじ市志知口(別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
志知奥(1)Ⅲ (125020061)	南あわじ市志知奥(別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
志知奥(2)Ⅲ (125020062)	南あわじ市志知奥(別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
志知(1)Ⅲ (125020063)	南あわじ市志知飯山寺(別 図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
西本村(1)Ⅲ (125020065)	南あわじ市津井(別図59の のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
西本村(2)Ⅲ (125020066)	南あわじ市津井(別図60の のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
大唐原Ⅲ (125020067)	南あわじ市伊加利(別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
伊加利山口(1)Ⅲ (125020068)	南あわじ市伊加利(別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
伊加利山口(2)Ⅲ (125020069)	南あわじ市伊加利(別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
津井Ⅲ (125020070)	南あわじ市津井(別図64の のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
阿那賀(1)Ⅲ (125020071)	南あわじ市阿那賀(別図65 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
北栄(1)Ⅲ (125020072)	南あわじ市阿那賀(別図66 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
阿那賀南Ⅲ (125020073)	南あわじ市阿那賀(別図67 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
北栄(2)Ⅲ (125020074)	南あわじ市阿那賀(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
阿那賀(2)Ⅲ (125020075)	南あわじ市阿那賀(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
北栄(3)Ⅲ (125020076)	南あわじ市阿那賀(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
北栄(4)Ⅲ (125020077)	南あわじ市阿那賀(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
阿那賀(3)Ⅲ (125020078)	南あわじ市阿那賀(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
阿那賀(4)Ⅲ (125020079)	南あわじ市阿那賀(別図73 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり

伊毘(5) (125020080)	南あわじ市阿那賀(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
志知口西谷Ⅰ (225020002)	南あわじ市志知奥(別図75のとおり)	土石流	別図75のとおり
志知南谷Ⅰ (225020003)	南あわじ市志知南(別図76のとおり)	土石流	別図76のとおり
開発南谷Ⅰ (225020006)	南あわじ市湊(別図77のとおり)	土石流	別図77のとおり
善太郎川Ⅰ (225020011)	南あわじ市阿那賀志知川(別図78のとおり)	土石流	別図78のとおり
間河瀬池谷Ⅱ (225020014)	南あわじ市志知奥(別図79のとおり)	土石流	別図79のとおり
釜池谷Ⅱ (225020015)	南あわじ市志知奥(別図80のとおり)	土石流	別図80のとおり
飯山寺谷Ⅱ (225020019)	南あわじ市志知南(別図81のとおり)	土石流	別図81のとおり
片山池谷Ⅱ (225020020)	南あわじ市志知南(別図82のとおり)	土石流	別図82のとおり
開発北谷Ⅱ (225020021)	南あわじ市湊(別図83のとおり)	土石流	別図83のとおり
杉谷川Ⅱ (225020022)	南あわじ市湊(別図84のとおり)	土石流	別図84のとおり
比丘尼池谷Ⅱ (225020023)	南あわじ市伊加利(別図85のとおり)	土石流	別図85のとおり
西路北谷(2)Ⅱ (225020030)	南あわじ市阿那賀西路(別図86のとおり)	土石流	別図86のとおり

(別図1から別図86までは省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、淡路県民局洲本土木事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第393号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第6項の規定により、平成20年兵庫県告示第265号(土砂災害警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山(3)Ⅰ (101040144)	神戸市長田区西山町2丁目(別図144のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図144は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第394号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
横畑	佐用郡	佐用町	西徳久	森光 横畑ケ	856番47の一部、856番48の一部、856番48の1、856番49の一部、856番50の一部、922番1の一部、923番1、924番1、925番2の一部、925番3の一部、925番4、925番5、925番6の一部、927番の一部、928番から933番まで、856番47から856番48の1に至る地先の道路敷の一部、927番から931番に至る地先の道路敷の一部、932番から933番に至る地先の道路敷の一部 934番1、934番2、948番1、948番2、949番、949番1、949番2、950番、951番、954番から956番まで、957番1、957番2の一部、957番31の一部、957番32、957番33、957番34から957番36までの各一部、957番54の一部、957番55の一部、957番60の一部、957番62の一部、959番1、959番2、960番、961番、962番1、962番2、963番、964番、966番、967番の一部、968番の一部、951番から956番に至る地先の道路敷の一部、954番地先の水路敷、959番1から959番2に至る地先の道路敷の一部、963番から964番に至る地先の道路敷

兵庫県告示第395号

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定により定めた兵庫県土地利用基本計画を変更したので、当該変更に係る図書を兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室、各県民局土木事務所まちづくり建築課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更に係る事項
兵庫県土地利用基本計画図の一部の変更
- 2 変更に係る区域

地域名	変更に係る市町
都市地域	神戸市、尼崎市の各一部
農業地域	加西市、福崎町の各一部

森林地域	姫路市、三田市、三木市、豊岡市、洲本市、川辺郡猪名川町の各一部
------	---------------------------------

兵庫県告示第396号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
川西市	阪神間都市計画地区計画	石道地区地区計画

兵庫県告示第397号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
芦屋市	阪神間都市計画生産緑地地区	東六甲山風致地区 中央地区地区計画 高砂市公共下水道
西宮市	阪神間都市計画風致地区	
川西市	阪神間都市計画地区計画	
高砂市	東播都市計画下水道	

兵庫県告示第398号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

東播磨県民局長 伊藤裕文

- 1 指定する土地等の所在地
加古郡稲美町加古
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地
 - (2) 用途
ため池
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
兵庫県加古土地改良区	加古郡稲美町加古4368-2	山口剛

- 4 指定する理由

加古地域内曇川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第399号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第22条第1項の規定により、指定雨水貯留浸透施設を次のとおり指定する。

令和3年3月30日

東播磨県民局長 伊藤 裕文

- 1 指定する土地等の所在地
加古郡稲美町岡
- 2 指定する土地等の土地又は建物若しくは工作物の別及びその用途
 - (1) 土地又は建物若しくは工作物の別
土地
 - (2) 用途
ため池
- 3 指定する土地等の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
岡土地改良区	加古郡稲美町岡932—1	竹中正巳

- 4 指定する理由
岡地域内喜瀬川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第400号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

指 定 番 号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メート ル)	延 長 (メート ル)
第R02中播位置 0007号	3.3.16	たつの市龍野町日飼字神ノ木216番2の一部、 218番の一部、216番3の一部、218番地先里道 同 市同 町日飼字杉ノ木257番2の一部	6.01	54.58

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 加古川水足ショッピングタウン
所在地 加古川市野口町水足560—11ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田 卓巳
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠久

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深町 勝 義
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	水野 秀 晴

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田 卓巳
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠久

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗 章 男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深町 勝 義
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	水野 秀 晴

外1者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	石田 卓巳
ウエルシア薬局株式会社	東京都千代田区外神田二丁目2番15号	松本 忠久

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和3年2月26日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年3月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年7月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域

の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マックスバリュ安田店
 所在地 加古川市尾上町安田480番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗 章 男
 - イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 加栗 章 男
 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 河合 英 治
 - イ 変更後
 名称 住所 代表者の氏名
 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目3番52号 平尾 健一
 株式会社セリア 岐阜県大垣市外渕二丁目38番地 河合 映 治
 株式会社サンドラッグ 東京都府中市若松町1丁目38番地の1 貞方 宏 司
- 4 変更年月日
 令和元年9月10日ほか
- 5 届出年月日
 令和3年2月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
 令和3年3月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 令和3年7月30日
 - (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に

対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アスパ高砂ショッピングセンター  
 所在地 高砂市緑丘二丁目1番40号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|            |               |        |
|------------|---------------|--------|
| 名称         | 住所            | 代表者の氏名 |
| 高砂北部開発株式会社 | 高砂市緑丘二丁目1番40号 | 川野 範 和 |
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前
 

|          |                   |        |
|----------|-------------------|--------|
| 名称       | 住所                | 代表者の氏名 |
| 有限会社モンド  | 加古川市加古川町寺家町47番地の6 | 高橋 秀 司 |
| 有限会社三ツ輪屋 | 高砂市曾根町812番地の2     | 北井 栄一郎 |
| 本城 大二朗   | 加古川市加古川町寺家町396番地  |        |
| 外25者     |                   |        |
  - (2) 変更後
 

|                  |                             |        |
|------------------|-----------------------------|--------|
| 名称               | 住所                          | 代表者の氏名 |
| 株式会社牛肉商但馬屋       | 姫路市楠木町99-5                  | 梅谷 光 志 |
| 株式会社ハニーズホールディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地<br>地の1 | 江尻 義 久 |
| 本城 大二朗           | 加古川市東神吉町西井ノ口436-8           |        |
| 外25者             |                             |        |
- 4 変更年月日  
令和2年12月19日ほか
- 5 届出年月日  
令和3年3月5日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
令和3年3月30日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和3年7月30日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地



名称 ゆめタウン姫路

所在地 姫路市今宿2017-1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|         |                  |        |
|---------|------------------|--------|
| 名称      | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社イズミ | 広島市東区二葉の里三丁目3番1号 | 山西 泰明  |

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

|                    |                         |                |
|--------------------|-------------------------|----------------|
| 名称                 | 住所                      | 代表者の氏名         |
| 株式会社ザ・クロックハウス      | 東京都中央区京橋一丁目11番2号        | 大野 禄太郎         |
| メガネの田中ホールディングス株式会社 | 広島市中区袋町1番23-102号        | ホール・デイミアン・オマワリ |
| 外与株式会社             | 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町281番地 | 外村 正弘          |

外24者

(2) 変更後

|                    |                  |                |
|--------------------|------------------|----------------|
| 名称                 | 住所               | 代表者の氏名         |
| 株式会社ザ・クロックハウス      | 東京都中央区築地四丁目1番1号  | 大野 禄太郎         |
| メガネの田中ホールディングス株式会社 | 広島市中区本通2番10号     | ホール・デイミアン・オマワリ |
| 株式会社ルベール           | 大阪市中央区安土町三丁目3番2号 | 外村 智治          |

外25者

4 変更年月日

令和元年12月1日ほか

5 届出年月日

令和2年8月5日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

令和3年3月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年7月30日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**入札公告**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年3月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

兵庫県フェニックス防災システムサーバ機器等 一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

令和4年3月1日（火）から令和9年2月28日（日）まで（60箇月）

(4) 納入場所

兵庫県災害対策センターほか（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 本田

電話 (078) 341-7711 内線4922 F A X (078) 362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和3年3月30日（火）から同年4月13日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時

令和3年5月14日（金）午後2時 兵庫県庁西館1階小入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和3年5月13日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和3年3月30日（火）から同年4月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和3年4月13日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和3年5月7日（金）午後5時から同月14日（金）午後2時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ。

4 仕様確認等

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次によ

り必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和3年3月31日（水）から同年4月23日（金）まで（県の休日を除く。）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和3年3月31日（水）から同年4月13日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和3年4月13日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

前記3(1)アに同じ。

ウ 提出書類

カタログ等の仕様が確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和3年5月7日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に100分の10に相当する額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和3年5月12日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和3年5月28日（金）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

## 6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

## (1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

## (2) Nature and quantity of the product to be purchased:

1 set of Apparatus, such as the Hyogo phoenix disaster prevention system servers

## (3) Lease period: March 1, 2022 - February 28, 2027

## (4) Delivery location:

Hyogo disaster management center and other locations (as specified in the specifications)

## (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 April 13, 2021

## (6) Deadline for tender:

14:00 May 14, 2021 by direct delivery, electronic bidding system

17:00 May 13, 2021 by mail

## (7) Person to contact concerning the notice:

Ms.Honda, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4922

~~~~~

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

感染症患者移送用車両（防疫車） 15台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和3年2月16日

4 落札者の名称及び住所

株式会社イズミ車体製作所 熊本県菊池郡大津町大字岩坂3258-4

5 落札金額

84,975,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和3年1月29日

~~~~~

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高砂市阿弥陀町北池字庄境4番、6番24の一部、6番25、7番、54番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市西神吉町宮前821番地の101  
株式会社シンメン不動産 代表取締役 新免博昭  
加古川市別府町別府670番地の1  
株式会社ホームセクション 代表取締役 佐藤仁司
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年7月22日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-12号（2高砂）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町古宮七丁目127番5、658番1、659番、660番、658番1地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
岡山市中区清水369番地2  
株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年11月5日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第1-14-2号（2播磨）



**旧住宅地造成事業に関する法律第12条第3項に基づく工事完了公告**

旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第4条の規定による認可に係る次の住宅地造成事業は、完了した。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行地区又は工区に含まれる地域の名称  
（1工区の6）  
小野市昭和町字老町通458番342  
（2工区の8）  
小野市粟生町字一文字山1505番479  
同 市粟生町字大谷1506番75、1506番114、1506番144、1506番186、1506番193、1506番195から1506番199まで
- 2 認可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
岡山県津山市北園町8番地15  
キタノ産業株式会社 代表取締役 北野博子
- 3 認可年月日及び認可番号  
令和3年1月20日  
兵庫県指令北播（事）第414-15号



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西脇市下戸田字風呂ノ下128番1、128番7、130番1、130番6、130番10、130番11、136番1、136番3の各一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
西脇市郷瀬町605  
西脇市長 片山象三
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和元年8月8日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-4-2号（1西脇）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年3月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加東市多井田字蝸子ノ谷692番27、692番29
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
多可郡多可町加美区箸荷554番地  
株式会社イマナカ 代表取締役 今中健夫
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和2年5月29日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-5号（2加東）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定した内容に変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂則本

- 1 病院及び介護老人保健施設の表神戸市の項中

「

|     |                 |                   |
|-----|-----------------|-------------------|
| 神戸市 | 一般財団法人 甲南会 甲南病院 | 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5-16 |
|-----|-----------------|-------------------|

」

を

「

|     |                     |                   |
|-----|---------------------|-------------------|
| 神戸市 | 公益財団法人 甲南会 甲南医療センター | 神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5-16 |
|-----|---------------------|-------------------|

」

に改める。



**兵庫県選挙管理委員会告示第19号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和3年3月30日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

1 政治団体の設立の届出

(1) 政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 政治団体の名称              | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地         | 公職の種類<br>(第1号) | 届出年月日     |
|----------------------|---------|----------|--------------------|----------------|-----------|
| 日本維新の会衆議院兵庫県第11選挙区支部 | 住 吉 寛 紀 | 橋 本 淳    | 姫路市小姓町35-1 船場西ビル4号 | 衆議院議員          | 令和3年1月6日  |
| 立憲民主党兵庫県第8区総支部       | 櫻 井 周   | 森 保      | 尼崎市尾浜町1丁目28-24     | 衆議院議員          | 令和3年2月12日 |

(2) その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称           | 代表者の氏名  | 会計責任者の氏名  | 主たる事務所の所在地           | 届出年月日     |
|-------------------|---------|-----------|----------------------|-----------|
| 朝来の未来を考える会        | 関 昌 博   | 関 綾 乃     | 朝来市佐囊366-2           | 令和3年2月22日 |
| 伊丹市民ファーストの会       | 川井田 清 信 | 川井田 香代子   | 伊丹市北野3-15-5          | 令和3年2月5日  |
| 上島のりひろ魚崎後援会       | 上 島 寛 弘 | 上 島 寛 弘   | 神戸市東灘区住吉本町2-14-20    | 令和3年1月18日 |
| 上島のりひろ深江後援会       | 上 島 寛 弘 | 上 島 寛 弘   | 神戸市東灘区住吉本町2-14-20    | 令和3年1月18日 |
| 太田ともひろを支援する会      | 高 瀬 貴 章 | 明 賀 光 城   | 豊岡市若松町8番地40          | 令和3年2月26日 |
| 久保圭志後援会           | 久 保 圭 志 | 久 保 圭 志   | 川西市一庫2丁目2-9          | 令和3年2月17日 |
| 元気な宝塚をつくる会        | 富 川 晃太郎 | 金 岡 俊 彰   | 宝塚市売布2-5-1 1-107     | 令和3年2月22日 |
| 参政党兵庫県支部          | 薦 本 和 明 | 西 村 し の ぶ | 神戸市垂水区本多聞2丁目1-15-206 | 令和3年1月12日 |
| 末永やよいと宝塚市の未来を考える会 | 末 永 弥 生 | 末 永 弥 生   | 宝塚市山手台西2丁目4-6        | 令和3年1月13日 |
| 関綾乃後援会            | 関 綾 乃   | 関 昌 博     | 朝来市佐囊366-2           | 令和3年2月22日 |
| 寺井大地後援会           | 青 木 悟   | 平 野 友 梨   | 尼崎市東灘波町3-5-1-301     | 令和3年1月25日 |

|                    |         |           |                     |           |
|--------------------|---------|-----------|---------------------|-----------|
| 南條千鶴子後援会           | 南 條 千鶴子 | 南 條 廣 吉   | 赤穂市片浜町39            | 令和3年1月29日 |
| 西田兼治と世界に誇れる尼崎をつくる会 | 西 田 兼 治 | 西 田 兼 治   | 尼崎市西立花町2丁目30-15-602 | 令和3年2月2日  |
| 日本第一党兵庫県本部         | 島 田 建 人 | 島 田 建 人   | 神戸市東灘区深江北町1-4-8-102 | 令和3年2月18日 |
| 阪神交通政策研究会          | 原 田 寛 治 | 岡 島 哲 次   | 西宮市産所町5-18          | 令和3年1月7日  |
| ふじおか勇後援会           | 坂 本 弘 幸 | 伊 達 博 之   | 朝来市和田山町東谷122-3-1    | 令和3年2月15日 |
| 松岡大悟後援会            | 森 春 貴   | 松 岡 徳 男   | 美方郡香美町香住区香住1792-1   | 令和3年2月9日  |
| 八木雄治後援会            | 八 木 雄 治 | 八 木 恵 子   | 宍粟市一宮町須行名387番地の2    | 令和3年2月12日 |
| 米田達也後援会            | 坪 本 忠 之 | 安 田 万 里 子 | 豊岡市竹野町竹野2457番地の5    | 令和3年2月5日  |

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

| 政治団体の名称          | 代表者の氏名  | 異動事項       | 異動内容    |                                | 異動年月日     |
|------------------|---------|------------|---------|--------------------------------|-----------|
|                  |         |            | 新       | 旧                              |           |
| 社会民主党兵庫県第8支部連合   | 高 岡 和 男 | 代表者の氏名     | 新       | 高 岡 和 男                        | 令和3年1月1日  |
|                  |         |            | 前       | 綿 瀬 和 人                        | 令和2年8月27日 |
|                  |         |            | 旧       | 宮 城 亜 幅                        |           |
|                  |         | 会計責任者の氏名   | 新       | 西 峯 隆                          | 令和3年1月1日  |
|                  |         | 旧          | 嶋 内 良 則 |                                |           |
| 自由民主党21世紀兵庫をつくる会 | 佐 藤 征 勝 | 主たる事務所の所在地 | 新       | 神戸市中央区生田町2丁目2-1 MOA神戸内         | 令和3年1月28日 |
|                  |         |            | 前       | 神戸市中央区生田町2丁目2-1                | 令和3年1月8日  |
|                  |         |            | 旧       | 神戸市中央区相生町1-2-1 東成ビル2F MOA神戸内   |           |
| 自由民主党兵庫県土地改良支部   | 橋 本 良 春 | 主たる事務所の所在地 | 新       | 神戸市西区美賀多台4-14-13 (梶村方)         | 令和3年1月8日  |
|                  |         |            | 旧       | 神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号 兵庫県土地改良会館2階 |           |
| 自由民主党龍野支部        | 角 田 勝   | 主たる事務所の所在地 | 新       | たつの市揖保町中臣1629-1                | 令和3年1月1日  |
|                  |         |            | 旧       | たつの市龍野町上川原51                   |           |
|                  |         | 代表者の氏名     | 新       | 角 田 勝                          |           |
|                  |         |            | 旧       | 三 木 祥 平                        |           |



|                     |      |          |   |       |           |
|---------------------|------|----------|---|-------|-----------|
|                     |      | 会計責任者の氏名 | 新 | 赤松高吉  |           |
|                     |      | の氏名      | 旧 | 桑野英機  |           |
| 自由民主党兵庫県参議院選挙区第一支部  | 末松信介 | 会計責任者の氏名 | 新 | 大口淳子  | 令和3年2月16日 |
|                     |      | の氏名      | 旧 | 山本敏夫  |           |
| 日本維新の会参議院兵庫県選挙区第2支部 | 片山大介 | 会計責任者の氏名 | 新 | 玉村雄一郎 | 令和3年2月1日  |
|                     |      | の氏名      | 旧 | 三上恵美子 |           |
| 日本共産党西宮芦屋地区委員会      | 庄本建次 | 会計責任者の氏名 | 新 | 東昇    | 令和3年1月25日 |
|                     |      | の氏名      | 旧 | 木野下章  |           |
| 日本共産党但馬地区委員会        | 村岡峰男 | 会計責任者の氏名 | 新 | 長田弘行  | 令和3年2月10日 |
|                     |      | の氏名      | 旧 | 中家和美  |           |
| 日本共産党淡路地区委員会        | 大山善民 | 代表者の氏名   | 新 | 大山善民  | 令和2年7月26日 |
|                     |      | の氏名      | 旧 | 岡田教夫  |           |

(2) その他の政治団体

| 政治団体の名称     | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異動内容 |                | 異動年月日     |
|-------------|--------|------------|------|----------------|-----------|
| 青山けんじを支援する会 | 高瀬貴章   | 代表者の氏名     | 新    | 高瀬貴章           | 令和3年2月12日 |
|             |        |            | 旧    | 藤本辰次           |           |
| あかし新せん会     | 泉房穂    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 明石市太寺4丁目7-19   | 令和3年1月19日 |
|             |        |            | 旧    | 明石市天文町2丁目1-21  |           |
| 足立隆啓後援会     | 足立隆啓   | 会計責任者の氏名   | 新    | 片岡輝嘉           | 令和3年2月4日  |
|             |        |            | 旧    | 足立ふゆ           |           |
| 尼崎市医師連盟     | 八田昌樹   | 代表者の氏名     | 新    | 八田昌樹           | 令和2年6月25日 |
|             |        |            | 旧    | 東文造            |           |
| 池田りな後援会     | 木村りな   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 尼崎市潮江2-13-8    | 令和3年2月8日  |
|             |        |            | 旧    | 尼崎市武庫之荘3-10-7  |           |
| いずみふさほ後援会   | 泉房穂    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 明石市太寺4丁目7-19   | 令和3年1月19日 |
|             |        |            | 旧    | 明石市天文町2丁目1-21  |           |
| 牛尾雅一後援会     | 岡幸司    | 代表者の氏名     | 新    | 岡幸司            | 令和3年1月10日 |
|             |        |            | 旧    | 萩野豊和           |           |
| 江良けんたろう後援会  | 西野北斗   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 西宮市戸田町5-28-505 | 令和3年2月12日 |
|             |        |            | 旧    | 西宮市戸田町4-15-301 |           |

|            |       |            |   |                    |           |
|------------|-------|------------|---|--------------------|-----------|
| 大井敏弘後援会    | 大井敏弘  | 会計責任者の氏名   | 新 | 大井敏弘               | 令和3年1月7日  |
|            |       |            | 旧 | 大井真由美              |           |
| 太田やすふみ後援会  | 山口定明  | 代表者の氏名     | 新 | 山口定明               | 令和3年1月21日 |
|            |       |            | 旧 | 前田英男               |           |
| 大西洋紀後援会    | 大西洋紀  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 明石市二見町東二見1497番地の3  | 令和3年2月15日 |
|            |       |            | 旧 | 明石市二見町東二見1410-26   |           |
| 大西ひろ美後援会   | 大西毅正  | 代表者の氏名     | 新 | 大西毅正               | 令和3年1月5日  |
|            |       |            | 旧 | 岸田昇                |           |
| 岡野多穂後援会    | 岡野多穂  | 会計責任者の氏名   | 新 | 高田紀子               | 令和3年1月25日 |
|            |       |            | 旧 | 岡野多穂               |           |
| かじ幸夫をはげます会 | 井原真人  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市西区王塚台7丁目105-2   | 令和元年5月1日  |
|            |       |            | 旧 | 神戸市西区玉津町今津575-4    |           |
|            |       | 代表者の氏名     | 新 | 井原真人               | 令和3年1月22日 |
|            |       |            | 旧 | 加地幸夫               |           |
|            |       | 会計責任者の氏名   | 新 | 常德由美子              |           |
|            |       |            | 旧 | 富永雄大               |           |
| 川井田清信後援会   | 川井田清信 | 政治団体の名称    | 新 | 川井田清信後援会           | 令和3年2月5日  |
|            |       |            | 前 | 伊丹市民ファーストの会        | 令和3年1月25日 |
|            |       |            | 旧 | せいしん会              |           |
|            |       | 主たる事務所の所在地 | 新 | 伊丹市北野6-4-407       | 令和3年2月5日  |
|            |       |            | 旧 | 伊丹市北野3-15-5        |           |
|            |       | 会計責任者の氏名   | 新 | 川井田香代子             | 令和3年1月25日 |
| 旧          | 川井田信一 |            |   |                    |           |
| 木南ゆうき後援会   | 木南裕樹  | 会計責任者の氏名   | 新 | 木南裕樹               | 令和3年1月21日 |
|            |       |            | 旧 | 木南弘子               |           |
| 黒田みち後援会    | 水本久夫  | 代表者の氏名     | 新 | 水本久夫               | 令和2年4月1日  |
|            |       |            | 旧 | 井沢修                |           |
| 小泉弘喜後援会    | 小泉弘喜  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 尼崎市武庫之荘本町3-6-6-602 | 令和2年8月15日 |
|            |       |            | 旧 | 尼崎市武庫之荘2-20-2-101  |           |

|                                     |      |            |   |                    |            |
|-------------------------------------|------|------------|---|--------------------|------------|
| 幸福実現党宝塚・川西後援会                       | 宮内香織 | 代表者の氏名     | 新 | 宮内香織               | 令和2年12月20日 |
|                                     |      |            | 旧 | 山口美砂子              |            |
|                                     |      | 会計責任者の氏名   | 新 | 宮内香織               |            |
|                                     |      |            | 旧 | 山口美砂子              |            |
| 幸福実現党兵庫三田後援会                        | 西牧秀行 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 三田市つつじが丘北4丁目8-2    | 令和3年2月7日   |
|                                     |      |            | 旧 | 三田市貴志885-2         |            |
| 神戸再生の会                              | 向山好一 | 会計責任者の氏名   | 新 | 谷結香                | 令和3年1月20日  |
|                                     |      |            | 旧 | 保社幸                |            |
| 神戸志民党                               | 香川真二 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市西区春日台3丁目1-7-202 | 令和3年1月1日   |
|                                     |      |            | 旧 | 神戸市須磨区緑が丘1丁目8番21号  |            |
|                                     |      | 代表者の氏名     | 新 | 香川真二               |            |
|                                     |      |            | 旧 | 樫野孝人               |            |
| さとうまちこ後援会                           | 佐藤町子 | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市垂水区塩屋町1丁目3-11   | 令和3年1月13日  |
|                                     |      |            | 旧 | 神戸市垂水区塩屋町3丁目12-30  |            |
| 隅田雅春後援会                             | 隅田雅春 | 会計責任者の氏名   | 新 | 井関保夫               | 令和3年1月12日  |
|                                     |      |            | 旧 | 坂本雅美               |            |
| 全国産業資源循環連合会政治連盟兵庫県産業資源循環協会兵庫県地区政治連盟 | 東浦知哉 | 会計責任者の氏名   | 新 | 藤谷登美子              | 令和3年2月24日  |
|                                     |      |            | 旧 | 勝野聡一郎              |            |
| 園田依子後援会                             | 園田依子 | 会計責任者の氏名   | 新 | 宮本孝次               | 令和3年1月8日   |
|                                     |      |            | 旧 | 中井兼次               |            |
| 田中正剛を支える会                           | 東久仁夫 | 代表者の氏名     | 新 | 東久仁夫               | 令和3年2月1日   |
|                                     |      |            | 旧 | 森岡賢司               |            |
| 谷垣みつる後援会                            | 森本武男 | 会計責任者の氏名   | 新 | 谷垣満                | 令和3年1月25日  |
|                                     |      |            | 旧 | 谷垣準                |            |
| 地域政党たからづか宝塚党                        | 岡野多穂 | 会計責任者の氏名   | 新 | 高田紀子               | 令和3年1月25日  |
|                                     |      |            | 旧 | 岡野多穂               |            |
| つるの有史後援会                            | 鶴野有史 | 会計責任者の氏名   | 新 | 鶴野有史               | 令和3年2月10日  |
|                                     |      |            | 旧 | 鶴野千奈美              |            |

|              |        |            |   |                                |           |
|--------------|--------|------------|---|--------------------------------|-----------|
| 中村たいすけ後援会    | 井上 一久  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 赤穂市中広837番地                     | 令和3年1月19日 |
|              |        |            | 旧 | 赤穂市中広649番地1                    |           |
| 灰野修平後援会      | 灰野 修平  | 会計責任者の氏名   | 新 | 灰野 麗加                          | 令和3年2月12日 |
|              |        |            | 旧 | 灰野 信彦                          |           |
| はやし克治後援会     | 林 業久   | 代表者の氏名     | 新 | 林 業久                           | 令和3年2月15日 |
|              |        |            | 旧 | 山本 嘉久                          |           |
| 兵庫県精神科病院政治連盟 | 深井 光浩  | 代表者の氏名     | 新 | 深井 光浩                          | 令和2年6月16日 |
|              |        |            | 旧 | 長尾 卓夫                          |           |
| 兵庫県土地改良政治連盟  | 橋本 良春  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市西区美賀多台4-14-13 (梶村方)         | 令和3年1月5日  |
|              |        |            | 旧 | 神戸市中央区北長狭通5丁目5番12号 兵庫県土地改良会館2階 |           |
| 兵庫県民主教育政治連盟  | 水岡 俊一  | 会計責任者の氏名   | 新 | 矢野 浩慈                          | 令和2年8月29日 |
|              |        |            | 旧 | 奥野 尚美                          |           |
| 兵美会          | 山田 廣美  | 代表者の氏名     | 新 | 山田 廣美                          | 令和2年8月17日 |
|              |        |            | 旧 | 横井 孝彦                          |           |
| 平田真実後援会      | 平田 真実  | 会計責任者の氏名   | 新 | 平田 真実                          | 令和3年2月18日 |
|              |        |            | 旧 | 加門 昭三                          |           |
| ふくだひであき応援する会 | 大町 和男  | 政治団体の名称    | 新 | ふくだひであき応援する会                   | 令和2年12月1日 |
|              |        |            | 旧 | ふくだ秀章応援する会                     |           |
| 松山かつのり後援会    | 松山 勝則  | 会計責任者の氏名   | 新 | 三門 次郎                          | 令和2年4月1日  |
|              |        |            | 旧 | 松山 勝則                          |           |
| 矢尾田勝後援会      | 矢尾田 礼奈 | 代表者の氏名     | 新 | 矢尾田 礼奈                         | 令和3年1月4日  |
|              |        |            | 旧 | 滝本文 男                          |           |
| 山田昌弘後援会      | 田中 良三  | 代表者の氏名     | 新 | 田中 良三                          | 令和3年1月20日 |
|              |        |            | 旧 | 平田 源也                          |           |
| 山田みゆき後援会     | 山田 豊   | 会計責任者の氏名   | 新 | 大野 ミヨ子                         | 令和3年1月7日  |
|              |        |            | 旧 | 村上 季生                          |           |
| 山名隆衛後援会      | 山名 隆衛  | 会計責任者の氏名   | 新 | 荻野 憲英                          | 令和3年1月26日 |
|              |        |            | 旧 | 杉本 茂樹                          |           |

3 政治団体の解散の届出  
その他の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------|--------|-------|
|         |        |       |

|            |       |            |
|------------|-------|------------|
| 有田光一後援会    | 平井希水  | 令和2年12月31日 |
| 植田通孝を励ます会  | 植田通孝  | 令和2年12月31日 |
| 上松圭三後援会    | 上松圭三  | 令和2年12月31日 |
| 打越ひとし後援会   | 中田勝   | 令和3年1月12日  |
| 三田の未来を語る会  | 和田良三  | 令和2年12月31日 |
| 新生兵庫講演会    | 植村武雄  | 令和2年12月30日 |
| 竹内日出夫後援会   | 竹内日出夫 | 令和2年12月20日 |
| 田中たかよし後援会  | 田中孝幸  | 令和2年12月31日 |
| 恒田正美後援会    | 恒田正美  | 令和3年1月28日  |
| 寺川秀志後援会    | 寺川秀志  | 令和2年12月31日 |
| 西谷あきのり後援会  | 西谷すみ子 | 令和2年12月31日 |
| 藤原哲郎後援会    | 田中昇寿  | 令和2年12月28日 |
| 矢尾田勝後援会    | 矢尾田礼奈 | 令和3年1月4日   |
| 養父市の未来を守る会 | 浄慶康治  | 令和3年2月5日   |
| わたなべ謙二郎後援会 | 渡邊謙二郎 | 令和2年12月31日 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第20号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

令和3年3月30日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地       | 指定年月日     |
|-----------------------|---------|-----------|------------------|-----------|
| 南 條 千鶴子               | 赤穂市議会議員 | 南條千鶴子後援会  | 赤穂市片浜町39         | 令和3年1月29日 |
| 八 木 雄 治               | 宍粟市議会議員 | 八木雄治後援会   | 宍粟市一宮町須行名387番地の2 | 令和3年2月10日 |

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 異動内容 |               | 異動年月日     |
|------------------|-----------|------------|------|---------------|-----------|
|                  |           |            | 新    | 旧             |           |
| 泉 房 穂            | いずみふさは後援会 | 主たる事務所の所在地 | 新    | 明石市太寺4丁目7-19  | 令和3年1月19日 |
|                  |           |            | 旧    | 明石市天文町2丁目1-21 |           |

|         |             |            |   |                    |           |
|---------|-------------|------------|---|--------------------|-----------|
| 大 西 洋 紀 | 大西洋紀後援会     | 主たる事務所の所在地 | 新 | 明石市二見町東二見1497番地の3  | 令和3年2月15日 |
|         |             |            | 旧 | 明石市二見町東二見1410-26   |           |
| 川井田 清 信 | 川井田清信後援会    | 公職の種類      | 新 | 伊丹市長               | 令和3年1月25日 |
|         |             |            | 旧 | 兵庫県議会議員            |           |
|         |             | 政治団体の名称    | 新 | 川井田清信後援会           | 令和3年2月5日  |
|         |             |            | 前 | 伊丹市民ファーストの会        | 令和3年1月25日 |
|         |             |            | 旧 | せいしん会              |           |
|         |             | 主たる事務所の所在地 | 新 | 伊丹市北野6-4-407       | 令和3年2月5日  |
| 旧       | 伊丹市北野3-15-5 |            |   |                    |           |
| 小 泉 弘 喜 | 小泉弘喜後援会     | 主たる事務所の所在地 | 新 | 尼崎市武庫之荘本町3-6-6-602 | 令和2年8月15日 |
|         |             |            | 旧 | 尼崎市武庫之荘2-20-2-101  |           |
| 佐 藤 町 子 | さとうまちこ後援会   | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市垂水区塩屋町1丁目3-11   | 令和3年1月13日 |
|         |             |            | 旧 | 神戸市垂水区塩屋町3丁目12-30  |           |

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日      |
|------------------|-----------|------------|
| 上 松 圭 三          | 上松圭三後援会   | 令和2年12月31日 |
| 寺 川 秀 志          | 寺川秀志後援会   | 令和2年12月31日 |



兵庫県選挙管理委員会告示第21号

森勝子後援会から提出された政治団体の設立の届出に関し、平成31年兵庫県選挙管理委員会告示第11号を次のとおり訂正する。

令和3年3月30日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石 堂 則 本

1 中

「

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日      |
|---------|--------|----------|-------------------|------------|
| 森勝子後援会  | 森 重 磨  | 森 重 磨    | 明石市西明石南町2-2-4-202 | 平成31年1月10日 |

」

を

「

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日      |
|---------|--------|----------|-------------------|------------|
| 森勝子後援会  | 森 重 磨  | 森 重 磨    | 明石市西明石南町2-2-4-202 | 平成31年1月10日 |

」

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第22号

藤本浩二後援会から提出された政治団体の届出事項の異動の届出に関し、令和2年兵庫県選挙管理委員会告示第25号を次のとおり訂正する。

令和3年3月30日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 石堂 則 本

2(2)中

「

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名  | 異動事項               | 異動内容 |           | 異動年月日     |
|---------|---------|--------------------|------|-----------|-----------|
| 藤本浩二後援会 | 藤 本 浩 二 | 会 計 責 任 者<br>の 氏 名 | 新    | 磯 田 三 千 子 | 令和2年3月18日 |
|         |         |                    | 旧    | 原 田 高 子   |           |

」

を

「

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名  | 異動事項               | 異動内容 |           | 異動年月日     |
|---------|---------|--------------------|------|-----------|-----------|
| 藤本浩二後援会 | 藤 本 浩 二 | 会 計 責 任 者<br>の 氏 名 | 新    | 磯 田 三 千 子 | 令和2年3月18日 |
|         |         |                    | 旧    | 原 田 高 子   |           |

」

に改める。

教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

兵庫県教育委員会  
教育長 西 上 三 鶴

兵庫県教育委員会規則第4号

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
第7条の表特別支援教育課の項中「教育推進班」を「教育推進班 整備班」に改め、同表高校教育課の項中「高校教育推進班」を「高校教育改革班」に改め、同表中

「

|         |                                                 |
|---------|-------------------------------------------------|
| スポーツ振興課 | 競技・生涯スポーツ班 国際広域スポーツ班 ワールドマスターズゲームズ<br>2021関西推進班 |
|---------|-------------------------------------------------|

」

を

「

|            |                                              |
|------------|----------------------------------------------|
| スポーツ振興課    | 競技・生涯スポーツ班 国際広域スポーツ班 神戸マラソン推進班 スポー<br>ツ振興事業班 |
| WMG2021推進課 | 推進班                                          |

」

に改める。

第18条を次のように改める。

(WMG2021推進課の事務)

第18条 WMG2021推進課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) ワールドマスターズゲームズ2021関西大会の準備及び運営に関すること。
- (2) 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に関すること。

第47条中「及び西宮分館開館準備室」を削る。

第49条及び第50条を次のように改める。

第49条及び第50条 削除

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

兵庫県教育委員会  
教育長 西 上 三 鶴

**兵庫県教育委員会規則第5号**

**公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則**

公立学校教職員のへき地手当等に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表へき地学校の款1級の項美方郡香美町の目中「小代学校給食センター」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年3月30日

兵庫県教育委員会  
教育長 西 上 三 鶴

**兵庫県教育委員会規則第6号**

**兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則**

兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年兵庫県条例第15号。以下「改正条例」という。）附則ただし書に規定する規定（改正条例中兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第15号。以下「美術館条例」という。）第9条の改正規定（同条第2項中「分館」を「王子分館」に改める部分を除く。）、美術館条例第11条の改正規定（「第3項」を「第4項」に改める部分を除く。）、美術館条例第13条第2項の改正規定（「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める部分に限る。）及び美術館条例別表第3の次に1表を加える改正規定に限る。）に係る改正条例附則ただし書に規定する教育委員会規則で定める日は、令和3年4月1日とする。



兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

兵庫県教育委員会  
教育長 西 上 三 鶴

**兵庫県教育委員会規則第7号**

**兵庫県立美術館管理規則の一部を改正する規則**

兵庫県立美術館管理規則（昭和45年兵庫県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「分館」を「王子分館」に改める。



第8条第1項中「本館の施設を利用しようとする者」の右に「、同条第2項の規定により西宮分館の施設を利用しようとする者」を加え、「同条第2項」を「同条第3項」に、「分館」を「王子分館」に改め、同条第7項中「又は分館」を「、王子分館又は西宮分館」に改める。

第9条第1項中「、条例第9条第1項又は第2項」を「又は条例第9条第1項から第3項まで」に改める。

第11条の見出し及び第11条の2の見出し中「分館」を「王子分館」に改める。

第12条の見出し及び同条第1項中「及び」を「又は」に改め、同条第2項中「及び第2項」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(西宮分館の使用料の納付)

第12条の2 利用許可書(西宮分館に係るものに限る。)の交付を受けた者は、直ちに使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合には、当該利用の終了後に納付することができる。

2 前条第2項の規定は、利便施設について条例第9条第2項の許可を受けた場合について準用する。

第16条第1項中「本館」の右に「及び西宮分館」を加える。

第17条中「分館」を「王子分館」に改める。

第18条第1項中「本館」の右に「及び西宮分館」を加え、同条第2項中「分館」を「王子分館」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### 教育委員会公告

#### 落札者等の公示

一般競争入札の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年3月30日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 榮 羽 勝

- 1 落札に係る業務件名及び数量  
兵庫県立香住高等学校小型実習船「しりうす」(仮称)代船設計業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40-1
- 3 落札者を決定した日  
令和3年3月18日
- 4 落札者の名称及び住所  
一般社団法人海洋水産システム協会 東京都中央区日本橋三丁目15番8号
- 5 落札金額  
4,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和3年3月5日

### 教育長訓令

#### 兵庫県教育長訓令第2号

県立学校

県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

兵庫県教育長 西 上 三 鶴

#### 県立学校教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

県立学校教職員の服務に関する規程(昭和39年兵庫県教育長訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(出産予定日を加える。)及び産後」を削り、「に医師の」を「又は産後の特別休暇願(様式第4号の2)に、医師の」に、「校長に願い出なければ」を「、これを教育長に提出し、その承認を受けなければ」に改め、同条第2項中「直接原因」を「直接の原因」に改め、「又は産後」を削り、「に医師の」を「又は産後の特別休暇期間延長申請書(様式第5号の2)に、医師の」に、「教育長の」を「、これを教育長に提出し、その」に改める。

第14条第1項中「営利企業等に従事する」を「営利企業に従事等する」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改め、同条第2項中「承認を」を「、その承認を」に改める。

第15条第3項を削る。

様式第4号の1中「様式第4号の1」を「様式第4号の1(第7条関係)」に改め、「㊟」を削り、同様式を様式第4号とする。

様式第4号の2中「様式第4号の2」を「様式第4号の2(第7条関係)」に改め、「㊟」を削る。

様式第5号の1中「様式第5号の1」を「様式第5号の1(第7条関係)」に改め、「㊟」を削り、同様式を様式第5号とする。

様式第5号の2中「様式第5号の2」を「様式第5号の2(第7条関係)」に改め、「㊟」を削る。

様式第6号中「様式第6号」を「様式第6号(第13条関係)」に、「または」を「又は」に改め、「㊟」を削る。

様式第7号中「様式第7号」を「様式第7号(第14条関係)」に、「営利企業等従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に、「つけよう」を「従事しよう」に改め、「㊟」を削る。

様式第8号中「様式第8号」を「様式第8号(第14条関係)」に改め、「㊟」を削る。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

様式第10号中「㊟」を削る。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

公安委員会規則

兵庫県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

兵庫県公安委員会

委員長 奥谷勝彦

兵庫県公安委員会規則第5号

兵庫県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

兵庫県警察国有物品管理規則(昭和40年兵庫県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。  
促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第1条中「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令」を「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令」に改める。

第4条第3項の表を次のように改める。

| 代行機関    | 事務の範囲                                                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 総務部会計課長 | 1 第12条第2項、第15条第3項及び第16条第3項の規定による命令に関すること。<br>2 物品(重要物品(国が重要な物品として指定する物品をいう。以下同じ。)を除く。)の軽微な修繕及び改造並びに取得に関すること。<br>3 物品管理官に対する物品の返還に関すること。<br>4 物品(重要物品を除き、近畿管区警察局兵庫県情報通信部長が管理するものに限る。)の無償使用の申請、受領、異動及び返還の通知に関すること。 |

第5条第3項中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改める。

第6条第3項中「行なう」を「行う」に改める。

第7条中「行なう」を「行う」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第8条中「行なう」を「行う」に改める。

第9条中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に改める。

第10条中「(別記様式第1号)」を「(様式第1号)」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条第1項中「物品不用決定書(別記様式第2号)」を「供用不適品等報告書(様式第2号)」に改め、同条第2項中「または」を「又は」に、「(別記様式第3号)および支出負担行為書(別記様式第4号)」を「(様式第3号)又は支出負担行為書兼物品修繕(改造)書(様式第4号)」に改める。

第12条第1項中「(別記様式第5号)」を「(様式第5号)」に改め、同条第3項中「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に改める。

第13条第2項中「(別記様式第6号甲、乙)に」を「(様式第6号)を」に、「物品供用簿にそれぞれ押印する」を「物品供用簿(消耗品)をもって、その状況を明らかにする」に改める。

第14条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第15条第1項中「(別記様式第7号)」を「(様式第7号)」に改める。

第16条第1項中「(別記様式第8号)」を「(様式第8号)」に改め、同条第3項中「および」を「及び」に改める。

第17条中「(別記様式第9号)」を「(様式第9号)」に改める。

第18条中「(別記様式第10号)」を「(様式第10号)」に改める。

第19条中「(別記様式第11号)」を「(様式第11号)」に改める。

第20条中「または」を「又は」に、「(別記様式第12号)」を「(様式第12号)」に改める。

第21条中「または」を「又は」に、「(別記様式第13号)」を「(様式第13号)」に改める。

第22条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による検査には、これを受ける物品管理職員その他適当な者が立ち会うものとする。

第23条中「(別記様式第14号)」を「(様式第14号)」に改める。

第24条を次のように改める。

(点検)

第24条 物品供用員は、毎四半期1回及び必要があると認める場合は、使用職員に供用中の物品の管理、使用及び保管の状況について点検を実施させなければならない。

2 前項の点検は、物品点検書(様式第15号)により行うものとする。この場合において、使用職員は、当該点検の結果について物品供用員の確認を受けるものとする。

第25条中「物品出納簿(別記様式第15号および第16号)または物品供用簿(別記様式第17号および第18号)」を「物品管理・出納簿(重要物品)(様式第16号)、物品管理・出納簿(備品)(様式第17号)及び物品管理・出納簿(消耗品)(様式第18号)又は物品供用簿(備品)(様式第19号)及び物品供用簿(消耗品)(様式第20号)」に改める。

第26条中「(別表第2)」を「(別表)」に改める。

第27条中「(別記様式第19号)」を「(様式第21号)」に、「記名押印し」を「記名し」に、「記名押印する」を「記名する」に改める。

別表物品出納員に係る整理区分の部中

「

|   |   |                     |
|---|---|---------------------|
| 借 | 受 | 物品管理官から県警察が無償使用する場合 |
| 寄 | 託 | 物品を寄託する場合           |

」

を

「

|      |                     |
|------|---------------------|
| 無償使用 | 物品管理官から県警察が無償使用する場合 |
|------|---------------------|

」

に改め、「および寄託した物品を返還させる場合」を削り、「れい入」を「返納」に改める。  
様式第1号から様式第10号までを次のように改める。

様式第1号（第10条関係）

第 年 月 日 号

|     |      |       |       |       |   |
|-----|------|-------|-------|-------|---|
| 本部長 | 総務部長 | 物品出納員 | 課長補佐等 | 係長等   | 係 |
|     |      | 物品供用員 | 次席等   | 課長補佐等 | 係 |

所属 \_\_\_\_\_

物 品 保 管 委 託 書

次のとおり保管委託をしてよろしいか。

| 分 類 I             |                    | 分 類 II              |                   | 細 分 類     |
|-------------------|--------------------|---------------------|-------------------|-----------|
| 警 察 庁             |                    | 警 察 装 備 用 品 庁 用 用 品 |                   |           |
| 品 目               |                    | 規 格                 | 数 量               | 保 管 委 託 先 |
|                   |                    |                     |                   | 1 所在地     |
|                   |                    |                     |                   | 2 保管委託先   |
|                   |                    |                     |                   |           |
|                   |                    |                     |                   |           |
|                   |                    |                     |                   |           |
| 保管委託期間            | 年 月 日から<br>年 月 日まで |                     | 保管委託理由            |           |
| 保管委託条件            |                    |                     |                   |           |
| 物 品 管 理 簿 登 記 済 み |                    |                     | 物 品 供 用 簿 登 記 済 み |           |
| 年 月 日 (記録者)       |                    |                     | 年 月 日 (記録者)       |           |

様式第2号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

|     |       |       |     |   |
|-----|-------|-------|-----|---|
| 本部長 | 物品出納員 | 課長補佐等 | 係長等 | 係 |
|-----|-------|-------|-----|---|

供 用 不 適 品 等 報 告 書

報告する。  
次のとおり供用不適品を返還してよろしいか。

| 分 類 I             |       | 分 類 II                 |                   | 細 分 類 |  |
|-------------------|-------|------------------------|-------------------|-------|--|
| 警 察 庁             |       | 警 察 装 備 用 品<br>庁 用 用 品 |                   |       |  |
| 品 目               | 規 格   | 数 量                    | 価 格               | 摘 要   |  |
|                   |       |                        |                   |       |  |
|                   |       |                        |                   |       |  |
|                   |       |                        |                   |       |  |
|                   |       |                        |                   |       |  |
| 不用の決定の理由          |       |                        |                   |       |  |
| 処分の予定             |       |                        |                   |       |  |
| 物 品 管 理 簿 登 記 済 み |       |                        | 物 品 出 納 簿 登 記 済 み |       |  |
| 年 月 日             | (記録者) |                        | 年 月 日             | (記録者) |  |

様式第3号（第11条関係）

第 年 月 日 号

|     |      |       |       |       |   |
|-----|------|-------|-------|-------|---|
| 本部長 | 総務部長 | 物品出納員 | 課長補佐等 | 係長等   | 係 |
|     |      | 物品供用員 | 次席等   | 課長補佐等 | 係 |

所属 \_\_\_\_\_

物 品 修 繕 （ 改 造 ） 書

次のとおり修繕（改造）してよろしいか。

| 分 類 I         |       | 分 類 II                 |       | 細 分 類     |       |
|---------------|-------|------------------------|-------|-----------|-------|
| 警 察 庁         |       | 警 察 装 備 用 品<br>庁 用 用 品 |       |           |       |
| 品 目           | 規 格   | 数 量                    | 所要時期  | 摘 要       |       |
|               |       |                        |       |           |       |
|               |       |                        |       |           |       |
|               |       |                        |       |           |       |
|               |       |                        |       |           |       |
| 修繕(改造)<br>の理由 |       | 修繕(改造)<br>の条件          |       |           |       |
| 修繕（改造）の内容     |       |                        |       |           |       |
| 物品管理簿登記済み     |       | 物品出納簿登記済み              |       | 物品供用簿登記済み |       |
| 年 月 日         | (記録者) | 年 月 日                  | (記録者) | 年 月 日     | (記録者) |

様式第4号（第11条関係）

支出負担行為書兼物品修繕（改造）書

|                      |           |                              |         |                                    |       |     |   |
|----------------------|-----------|------------------------------|---------|------------------------------------|-------|-----|---|
| 下記のとおり決定する。<br>年 月 日 |           | 本部長                          | 総務部長    | 会計課長                               | 課長補佐等 | 係長等 | 係 |
| 年度                   | 会計<br>一 般 | 所管課（かい）<br>410101 兵庫県警察本部会計課 |         |                                    |       |     |   |
| （款）                  |           | （項）                          |         | （目）                                |       | （節） |   |
| 支出負担行為予定額            |           |                              |         | 配当（令達）予算額                          |       |     |   |
| 支出負担行為確定額            |           |                              |         | 支出負担行為済額                           |       |     |   |
| 差 額                  |           |                              |         | 配当（令達）予算額                          |       |     |   |
| 支出負担行為の相手方           |           |                              |         | 支出負担行為の日及び支出負担行為番号<br>年 月 日<br>第 号 |       |     |   |
| 支出負担行為の内容            |           |                              |         |                                    |       |     |   |
| 下記のとおり修繕（改造）してよろしいか。 |           | 要求所属                         | 所属長     | 次席等                                | 課長補佐等 | 係長等 | 係 |
| 分 類                  | I         | 分 類                          | II      | 細 分 類                              |       |     |   |
| 警 察                  | 庁         | 警 察                          | 装 備 用 品 |                                    |       |     |   |
| 品                    | 目         | 規 格                          | 数 量     | 所 要 時 期 摘 要                        |       |     |   |
| 修繕（改造）<br>理 由        |           | 修繕（改造）<br>条 件                |         |                                    |       |     |   |
| 修繕（改造）内容             |           |                              |         |                                    |       |     |   |
| 物品管理簿登記済             |           | 物品出納簿登記済                     |         | 物品供用簿登記済                           |       |     |   |
| 年 月 日                | (記録者)     | 年 月 日                        | (記録者)   | 年 月 日                              | (記録者) |     |   |



様式第5号（第12条関係）

第 年 月 日 号

|     |      |       |       |       |   |
|-----|------|-------|-------|-------|---|
| 本部長 | 総務部長 | 物品出納員 | 課長補佐等 | 係長等   | 係 |
|     |      | 物品供用員 | 次長等   | 課長補佐等 | 係 |

所属 \_\_\_\_\_

物 品 供 用 書

次のとおり供用してよろしいか。

| 分 類 I             | 分 類 II                 | 細 分 類             |       |
|-------------------|------------------------|-------------------|-------|
| 警 察 庁             | 警 察 装 備 用 品<br>庁 用 用 品 |                   |       |
| 品 目               | 規 格                    | 数 量               | 摘 要   |
|                   |                        |                   |       |
|                   |                        |                   |       |
|                   |                        |                   |       |
|                   |                        |                   |       |
|                   |                        |                   |       |
|                   |                        |                   |       |
| 供用の目的             |                        |                   |       |
| 物 品 出 納 簿 登 記 済 み |                        | 物 品 供 用 簿 登 記 済 み |       |
| 年 月 日             | (記録者)                  | 年 月 日             | (記録者) |

注 正本は、供用する所属において決裁の上、会計課へ提出すること。

様式第6号(1) (第13条関係)

物 品 使 用 書

| 使用期間                       | 使用職員 |    |    | 使用期間                       |       | 使用職員 |    |    | 摘要 |
|----------------------------|------|----|----|----------------------------|-------|------|----|----|----|
|                            | 課(係) | 階級 | 氏名 | 自                          | 至     | 課(係) | 階級 | 氏名 |    |
| 自 . . . . .<br>至 . . . . . |      |    |    | 自 . . . . .<br>至 . . . . . |       |      |    |    |    |
| 自 . . . . .<br>至 . . . . . |      |    |    | 自 . . . . .<br>至 . . . . . |       |      |    |    |    |
| 品                          | 目    | 規  | 格  | 受                          |       | 返    |    |    | い  |
|                            |      |    |    | 数量                         | 年 月 日 | 領    | 日  | 数量 |    |
|                            |      |    |    |                            |       |      |    |    |    |
|                            |      |    |    |                            |       |      |    |    |    |
|                            |      |    |    |                            |       |      |    |    |    |
|                            |      |    |    |                            |       |      |    |    |    |
|                            |      |    |    |                            |       |      |    |    |    |
|                            |      |    |    |                            |       |      |    |    |    |
|                            |      |    |    |                            |       |      |    |    |    |



様式第7号（第15条関係）

第 年 月 日 号

|     |      |       |       |       |   |
|-----|------|-------|-------|-------|---|
| 本部長 | 総務部長 | 物品出納員 | 課長補佐等 | 係長等   | 係 |
|     |      | 物品供用員 | 次長等   | 課長補佐等 | 係 |

所属 \_\_\_\_\_

物 品 返 納 書

次のとおり返納をさせてよろしいか。

| 分 類 I     | 分 類 II                 | 細 分 類     |       |
|-----------|------------------------|-----------|-------|
| 警 察 庁     | 警 察 装 備 用 品<br>庁 用 用 品 |           |       |
| 品 目       | 規 格                    | 数 量       | 摘 要   |
|           |                        |           |       |
|           |                        |           |       |
|           |                        |           |       |
|           |                        |           |       |
|           |                        |           |       |
|           |                        |           |       |
| 返納の理由     |                        |           |       |
| 物品の現況     |                        |           |       |
| 物品出納簿登記済み |                        | 物品供用簿登記済み |       |
| 年 月 日     | (記録者)                  | 年 月 日     | (記録者) |

注 正本は、返納する所属において決裁の上、会計課へ提出すること。

様式第8号（第16条関係）

第 年 月 日

|     |      |       |       |       |   |
|-----|------|-------|-------|-------|---|
| 本部長 | 総務部長 | 物品出納員 | 課長補佐等 | 課長等   | 係 |
|     |      | 物品供用員 | 次席等   | 課長補佐等 | 係 |
|     |      | 物品供用員 | 次席等   | 課長補佐等 | 係 |

物 品 供 用 換 書

次のとおり供用換えをしてよろしいか。

|   |    |
|---|----|
| 受 | 所属 |
| 払 | 所属 |

| 分 類 I     |       | 分 類 II            |       | 細 分 類     |       |
|-----------|-------|-------------------|-------|-----------|-------|
| 警 察 庁     |       | 警 察 装 備 用 品 庁 用 品 |       |           |       |
| 品 目       | 規 格   | 数 量               | 摘 要   |           |       |
|           |       |                   |       |           |       |
|           |       |                   |       |           |       |
|           |       |                   |       |           |       |
|           |       |                   |       |           |       |
|           |       |                   |       |           |       |
| 供用換えの目的   |       |                   |       |           |       |
| 物品出納簿登記済み |       | 物品供用簿登記済み         |       | 物品供用簿登記済み |       |
| 年 月 日     | (記録者) | 年 月 日             | (記録者) | 年 月 日     | (記録者) |

注 正本は、受領命令又は引渡命令を受けた所属において決裁の上、会計課へ提出すること。

様式第9号(第17条関係)

物品保管状況報告書

年度 年 月 日

| 分類Ⅰ | 分類Ⅱ | 細分類 | 品目又は種類 | 単位 | 増 | 減 | 現在高 | 物品出納員         | 階級(職名)及び氏名     |          |        | 保管状況 |
|-----|-----|-----|--------|----|---|---|-----|---------------|----------------|----------|--------|------|
|     |     |     |        |    |   |   |     | 要修理<br>(改造)物品 | 不用決定<br>(予定)物品 | 供用<br>物品 | 適<br>品 |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |
|     |     |     |        |    |   |   |     |               |                |          |        |      |



様式第12号（第20条関係）

年 月 日

兵庫県警察本部長 殿

所属 \_\_\_\_\_

（物品出納員又は  
物品供用員）

階級 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

物品亡失（損傷）報告書

次のとおり物品の亡失（損傷）をしたから報告する。

| 分類 I                | 分類 II | 細分類       |
|---------------------|-------|-----------|
|                     |       |           |
| 品 目                 | 数 量   | 亡失（損傷）年月日 |
|                     |       |           |
| 亡失（損傷）事由            |       |           |
| 亡失（損傷）発見後の処理状況      |       |           |
| 亡失（損傷）当時における物品の保管状況 |       |           |
| その他参考事項             |       |           |



様式第13号（第21条関係）

年 月 日

（物品供用員）

所属 \_\_\_\_\_

階級 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 殿

（使用職員）

階級 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

使用物品亡失（損傷）報告書

次のとおり物品の亡失（損傷）をしたから報告する。

| 分類 I                | 分類 II | 細分類       |
|---------------------|-------|-----------|
|                     |       |           |
| 品 目                 | 数 量   | 亡失（損傷）年月日 |
|                     |       |           |
| 亡失（損傷）事由            |       |           |
| 亡失（損傷）発見後の処理状況      |       |           |
| 亡失（損傷）当時における物品の保管状況 |       |           |
| その他参考事項             |       |           |

様式第14号 (第23条関係)

第 年 月 日 号

殿

(検査員) 階級 氏名

(立会人) 階級 氏名

検 査 書

兵庫県警察国有物品管理規則第22条第1項の規定により、次の者が管理する物品及び帳簿について検査したところ、

適正に物品管理をしているものと認める。

適正に物品管理をしているものと認められない。

記

物品管理職員

階級 氏名

管理期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

物品管理職員

階級 氏名

管理期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

注 該当する口にレ印を付すること。

様式第15号(第24条関係)

物品点検書

所属 \_\_\_\_\_  
 年度第 \_\_\_\_ / 四半期

| 点検項目              | 点検結果 | 確認者 |
|-------------------|------|-----|
| 関係簿冊の記載状況         |      |     |
| 供用中の物品の使用状況及び保管状況 |      |     |
| 物品整理票の貼付状況        |      |     |
| その他               |      |     |







様式第19号 (第25条関係)

物品供用簿 (備品)

(単位)

分類及び細分類

——

品目

| 年月日 | 整理区分 | 摘要 | 異動 | 数量 | 現在 |   |    | 高計 |
|-----|------|----|----|----|----|---|----|----|
|     |      |    |    |    | 増  | 減 | 供用 |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |
| ・   |      |    |    |    |    |   |    |    |

注 1 物品の「分類及び細分類」及び「品目」ごとに作成すること。  
 2 記入要領は、様式第16号に準ずるものとする。

様式第19号の次に次の2様式を加える。

様式第20号 (第13条、第25条関係)

物品供用簿 (消耗品)

(単位)

品目

分類及び細分類

| 年月日 | 整理区分 | 摘要 | 増 | 減 | 使用者 | 現在 | 高 |
|-----|------|----|---|---|-----|----|---|
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |
| ・   |      |    |   |   |     |    |   |

注 1 物品の「分類及び細分類」及び「品目」ごとに作成すること。  
2 記入要領は、様式第16号に準ずるものとする。



様式第21号（第27条関係）

年 月 日 作成

引 継 書

|              |   |
|--------------|---|
| 物品出納（供用）簿    | 冊 |
| 物品出納（供用）関係書類 |   |
| 名 称          | 冊 |
|              | 冊 |
|              | 冊 |

上記の帳簿、関係書類及び帳簿に記載のある物品の引継ぎをする。

年 月 日

前任物品出納（供用）員  
階級 氏名

\_\_\_\_\_

後任物品出納（供用）員  
階級 氏名

\_\_\_\_\_

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。



警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年3月30日

兵庫県公安委員会  
委員長 奥谷勝彦

### 兵庫県公安委員会規則第6号

#### 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則等の一部を改正する規則

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則の一部改正)

第1条 警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する規則(昭和36年兵庫県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊦」を削る。

様式第3号(1)の部中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4から注6までを1ずつ繰り上げ、同様式(2)の部から(4)の部までの規定中「㊦」を削る。

様式第4号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

様式第4号の2中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

様式第5号から様式第7号までの様式中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

様式第8号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

様式第10号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

様式第11号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

様式第12号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とする。

様式第14号及び様式第15号中「㊦」及び注3を削る。

様式第17号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とする。

様式第20号及び様式第21号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

様式第23号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とする。

様式第24号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

様式第25号及び様式第27号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

様式第28号中「㊦」及び注2を削り、注1を注とする。

様式第29号(表)の部中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、同様式(裏)の部中「㊦」を削る。

様式第30号中「㊦」及び注1を削り、注2を注とする。

様式第31号中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とする。

(金属くず営業条例施行規則の一部改正)

第2条 金属くず営業条例施行規則(昭和39年兵庫県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第3条関係）

その1

金属くず商許可申請書

金属くず営業条例第3条の規定により許可を申請します。

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

|                |                                                |                       |
|----------------|------------------------------------------------|-----------------------|
| フリガナ           |                                                |                       |
| 氏名<br>又は名称     |                                                |                       |
| 法人等の種別         | 1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人 |                       |
| 生年月日           | 年 月 日                                          |                       |
| 住所又は主たる事務所の所在地 | 電話 ( ) - 番                                     |                       |
| 代表者等           | 種別                                             | 1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人 |
|                | フリガナ                                           |                       |
|                | 氏名<br>又は名称                                     |                       |
|                | 生年月日                                           | 年 月 日                 |
|                | 住所又は主たる事務所の所在地                                 | 電話 ( ) - 番            |

その2

|                  |                            |                       |
|------------------|----------------------------|-----------------------|
| 代<br>表<br>者<br>等 | 種 別                        | 1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人 |
|                  | フリガナ                       |                       |
|                  | 氏 名<br>又は名称                |                       |
|                  | 生年月日                       | 年 月 日                 |
|                  | 住所又は<br>主たる<br>事務所の<br>所在地 | 電話 ( ) - 番            |
| 代<br>表<br>者<br>等 | 種 別                        | 1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人 |
|                  | フリガナ                       |                       |
|                  | 氏 名<br>又は名称                |                       |
|                  | 生年月日                       | 年 月 日                 |
|                  | 住所又は<br>主たる<br>事務所の<br>所在地 | 電話 ( ) - 番            |
| 代<br>表<br>者<br>等 | 種 別                        | 1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人 |
|                  | フリガナ                       |                       |
|                  | 氏 名<br>又は名称                |                       |
|                  | 生年月日                       | 年 月 日                 |
|                  | 住所又は<br>主たる<br>事務所の<br>所在地 | 電話 ( ) - 番            |

その3

|   |      |            |
|---|------|------------|
| 営 | フリガナ |            |
|   | 名称   |            |
| 業 | 所在地  | 電話 ( ) - 番 |
|   | 管    | フリガナ       |
| 所 | 理    | 氏名         |
|   | 者    | 生年月日       |
|   | 住 所  | 年 月 日      |
| 等 |      | 電話 ( ) - 番 |

- 注 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。  
 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第3号中「印」及び注を削る。

様式第4号中「印」及び注1を削り、注2を注1とし、注3を注2とする。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第7条関係）

その1

変更届出  
金属くず商 書  
書換申請

金属くず営業条例第9条第1項の規定により変更の届出をします。

金属くず営業条例第9条第2項の規定により許可証の書換えを申請します。

年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

届出（申請）者の氏名又は名称及び住所

|           |       |
|-----------|-------|
| 許 可 証 番 号 |       |
| 許 可 年 月 日 | 年 月 日 |
| フリガナ      |       |
| 氏 名       |       |
| 又 は 名 称   |       |

変 更 ・ 書 換 事 項

|                               |                                                |
|-------------------------------|------------------------------------------------|
| 変 更 年 月 日                     | 年 月 日                                          |
| フリガナ                          |                                                |
| 氏 名                           |                                                |
| 又 は 名 称                       |                                                |
| 法 人 等 の 種 別                   | 1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社 5. その他法人 6. 個人 |
| 住 所 又 は 主 たる<br>事 務 所 の 所 在 地 | 電話（ ） - 番                                      |

|                  |                         |      |              |
|------------------|-------------------------|------|--------------|
| 変 更 区 分          | 1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替 |      |              |
| 変 更 年 月 日        | 年 月 日                   |      |              |
| 代<br>表<br>者<br>等 | 旧                       | 種 別  | 1. 代表者 2. 役員 |
|                  |                         | フリガナ |              |
|                  |                         | 氏 名  |              |
|                  |                         | 生年月日 | 年 月 日        |
|                  |                         | 種 別  | 1. 代表者 2. 役員 |
|                  | 新                       | フリガナ |              |
|                  |                         | 氏 名  |              |
|                  |                         | 生年月日 | 年 月 日        |
|                  |                         | 住 所  |              |
|                  |                         |      | 電話（ ） - 番    |

その2

|                  |   |                         |              |
|------------------|---|-------------------------|--------------|
| 変更区分             |   | 1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替 |              |
| 変更年月日            |   | 年 月 日                   |              |
| 代<br>表<br>者<br>等 | 旧 | 種 別                     | 1. 代表者 2. 役員 |
|                  |   | フリガナ                    |              |
|                  |   | 氏 名                     |              |
|                  |   | 生年月日                    | 年 月 日        |
| 代<br>表<br>者<br>等 | 新 | 種 別                     | 1. 代表者 2. 役員 |
|                  |   | フリガナ                    |              |
|                  |   | 氏 名                     |              |
|                  |   | 生年月日                    | 年 月 日        |
|                  |   | 住 所                     | 電話 ( ) - 番   |
| 変更区分             |   | 1. 削除 2. 追加 3. 変更 4. 交替 |              |
| 変更年月日            |   | 年 月 日                   |              |
| 代<br>表<br>者<br>等 | 旧 | 種 別                     | 1. 代表者 2. 役員 |
|                  |   | フリガナ                    |              |
|                  |   | 氏 名                     |              |
|                  |   | 生年月日                    | 年 月 日        |
| 代<br>表<br>者<br>等 | 新 | 種 別                     | 1. 代表者 2. 役員 |
|                  |   | フリガナ                    |              |
|                  |   | 氏 名                     |              |
|                  |   | 生年月日                    | 年 月 日        |
|                  |   | 住 所                     | 電話 ( ) - 番   |

その3

|                |       |
|----------------|-------|
| 許 可 証 番 号      |       |
| 許 可 年 月 日      | 年 月 日 |
| フリガナ           |       |
| 氏 名<br>又 は 名 称 |       |

営 業 所 に 係 る 変 更 事 項

|                              |  |
|------------------------------|--|
| フリガナ                         |  |
| 変 更 ・ 廃 止 す る<br>営 業 所 の 名 称 |  |

|             |                         |
|-------------|-------------------------|
| 変 更 年 月 日   | 年 月 日                   |
| 営<br>業<br>所 | フリガナ                    |
|             | 名 称                     |
|             | 所 在 地<br><br>電話 ( ) - 番 |

|                       |       |
|-----------------------|-------|
| 変 更 年 月 日             | 年 月 日 |
| 管<br>理<br>者           | 旧     |
|                       | フリガナ  |
|                       | 氏 名   |
|                       | 新     |
| フリガナ                  |       |
| 氏 名                   |       |
| 生年月日                  | 年 月 日 |
| 住 所<br><br>電話 ( ) - 番 |       |

- 注 1 不要の文字は、横線で消すこと。  
 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。  
 3 各「変更年月日」欄には、当該事項の変更があった年月日（人事異動、営業所等の新設、移転又は廃止等の年月日をいう。）を記載すること。  
 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

様式第6号中「印」及び注1を削り、注2を注とする。

様式第9号中「帳簿等損傷（亡失、盗難）書」を「帳簿等損傷（亡失、盗難）届」に改め、「印」及び注を削る。

様式第11号中「生活安全企画課」を「保安課」に、「氏名又は名称」を「氏名又は名称」に改める。



様式第13号、様式第15号及び様式第16号中「㊦」及び注を削る。

(警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則の一部改正)

第3条 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する規則(昭和41年兵庫県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第5号までの様式中「㊦」を削る。

様式第7号中

「

|             |
|-------------|
| 被貸与者<br>氏名印 |
|-------------|

」

を

「

|            |
|------------|
| 被貸与者<br>氏名 |
|------------|

」

に改め、注3を削り、注4を注3とする。

(水難事故等の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 水難事故等の防止に関する条例施行規則(平成7年兵庫県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号まで及び様式第6号から様式第13号までの様式中「㊦」を削る。

(聴聞手続規則の一部改正)

第5条 聴聞手続規則(平成8年兵庫県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号まで、様式第7号、様式第9号、様式第11号及び様式第15号中「㊦」を削る。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第10条の2第2項の規定による援助の申出の受理及び援助の実施に関する規則の一部改正)

第6条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第10条の2第2項の規定による援助の申出の受理及び援助の実施に関する規則(平成28年兵庫県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」及び注2を削り、注3を注2とし、注4を注3とし、注5を注4とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。